

経営のあらましをお知らせします。

ESASHI SHINKIN BANK  
DISCLOSURE

■ 2014

江差信用金庫 ディスクロージャー

(平成26年)

## 目次

経営方針	2
業績ハイライト	3
自己資本	5
不良債権の状況	6
地域貢献	8
トピックス	10
地域とのふれあい	10
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	13
中小企業者等の金融円滑化に向けた体制の概要について	14
総代会	16
リスク管理・コンプライアンス(法令等遵守)	18
顧客保護等管理について	19
反社会的勢力に対する取り組みについて	20
金融ADR制度への対応	20
預金保険制度について	20
預金業務のご案内	21
融資業務のご案内	22
各種サービス業務	24
事業の組織	25
役員一覧	25
営業地域	26
店舗一覧	27
開示項目索引	28
資料編	29
役職員の報酬体系の情報開示	32
自己資本比率規制に基づく開示	38
当金庫のあゆみ	45

## 当金庫の概要 (平成26年3月31日現在)

名 称	江差信用金庫
所 在 地	桧山郡江差町字本町132番地
創 立	大正13年2月25日
預 金	1,415億9千万円
貸 出 金	658億1千1百万円
出 資 金	3億6千6百万円
店 舗 数	10店舗
会 員 数	7,674人
常勤役員数	134人

地域の皆さまと共に  
おかげさまで創設90年





未来に向かってしっかりとした経営理念を持ち、地域の活性化・再生に英知を結集し、金融仲介機能を柱にその使命・責任を果たしてまいります。

平成26年7月

理事長 藤谷 直久

## ごあいさつ

皆さまには、平素から私ども江差信用金庫に対しまして格別のご高配を賜り心より厚くお礼申し上げます。

当金庫の経営内容や事業活動をより一層ご理解いただくために、ここにディスクロージャー誌を作成しました。

経営方針、業績、財務内容をはじめ業務のご案内や地域の皆さまとのふれあいなど、現状をわかりやすくご案内しておりますのでご覧いただければ幸いに存じます。

おかげ様で当金庫は、大正13年2月に江差信用組合として産声をあげて以来、平成26年2月25日をもちまして創設90年を迎えることが出来ました。これも偏に永年にわたり当金庫を支えていただきました地域の皆さまをはじめ、会員・総代の皆さま、そして関係各位のご支援とご協力の賜物と衷心より感謝申し上げます。

さて、平成25年度の国内情勢は、アベノミクス推進によるマーケットの回復や公共事業の発動により、これまでの閉塞感を打開してデフレ脱却に向け緩やかに改善し、景気回復や大手企業の業況好転が叫ばれております。

しかしながら、私どもの生活圏である道南一円は、一部産業を除いて円安に伴う燃料や資材の高騰に加え、従来からの人口減少、少子高齢化、産業空洞化に伴う企業消失といった構造的問題を引きずり、中小・零細企業は依然厳しい状況におかれ、都市部と中核都市、中核都市と地方、また大企業と中小・零細企業間において、アベノミクス効果の恩恵を受ける地域・企業とそうでないところの二極化が一段と進みました。

この様な中、当金庫は第一次3か年中期経営計画「進化90」の2年目に入り、重点施策である課題解決型金融の強化、営業戦略としての融資渉外担当者の増員、一部業務の僚店統合による経営効率化、人材安定化のための新人職員の適正採用及び研修内容の充実、ロビーのオアシス化、地域活性化等々に取り組んで参りました。

その結果、資金需要の低迷により貸出金は減少したものの当期純利益を410百万円計上でき、内部留保額は11,802百万円、金融機関の安全性・健全性を示す自己資本比率は前年度より1.88ポイント上昇し22.02%と高い水準を確保することが出来ました。

これも偏にお取引いただいております地域の皆さま方の温かいご支援・ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

まだ、道なかばではありますが、第一次3か年中期経営計画「進化90」で掲げた「お客様よし」「地域よし」「金庫よし」の三方よしの理念のもと金融仲介機能をしっかり果たし、地域から必要とされる金融機関を目指してまいる所存でありますので、倍旧のご支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

## 経営方針

協同組織金融機関の原点に返り『三方よし』の理念のもと、地域に根差した地域密着型金融に徹するとともに、経営の持続性を確保し「地域から必要とされる」金融機関を目指す。



### 中期経営計画(平成24年～26年度)【進化90】

#### ○地域密着型金融の一層の強化

- 中小企業のライフサイクルに沿った、創業支援・新事業支援・事業再生支援およびコンサルティング機能の一段の強化
- 個人のライフサイクル支援、健全な生活設計への消費資金供給、高齢者への課題対応等地域住民サービスの強化
- 地公体、商工・経済団体との連携強化によるコミュニティビジネスなど地域に生まれる新しい価値の支援
- 金融教育、犯罪防止に役立つ情報発信(学生・生徒、高齢者等対象)

#### ○持続性ある経営の確立

- 人材の育成・強化および人事制度の見直し
- 収益安定化への取組み
- 内部管理態勢等の強化
- 地域特性に応じた店舗政策、営業態勢の見直し
- 経営効率の向上

#### ○独自性のさらなる発揮

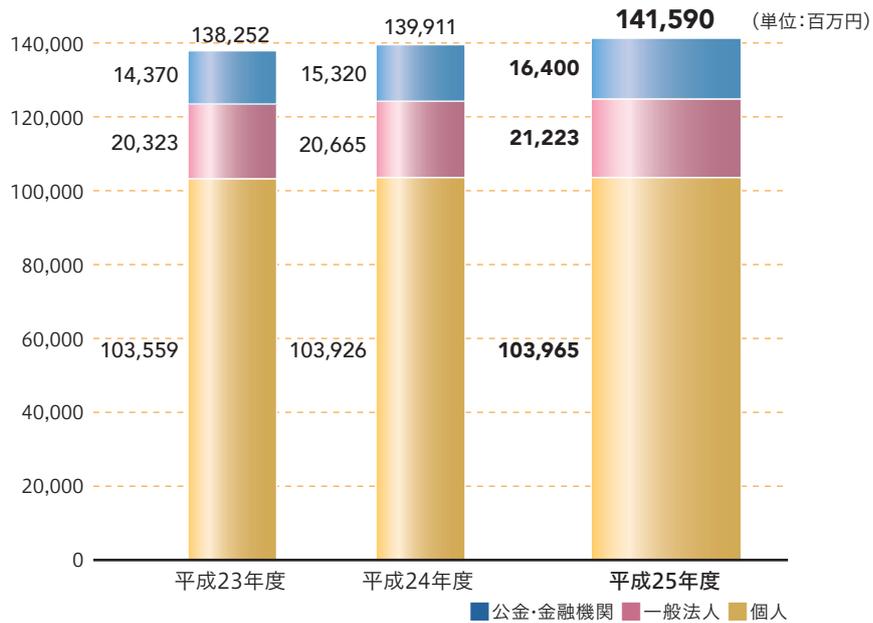
- 会員満足度の向上および会員組織の強化
- ロビーのオアシス化(顧客第一主義に立った“おもてなし”の強化)
- 情報開示の充実
- 年金レディース活動の強化
- 広報態勢の充実
- 地域関係機関との連携強化および地域における共助の推進
- 地域行事等への積極的参加
- 女子職員の積極的渉外担当への登用

# 業績ハイライト

## 預金積金残高

多くのお客さまに支持され、主力の個人預金、一般法人・公金預金においても増加いたしました。

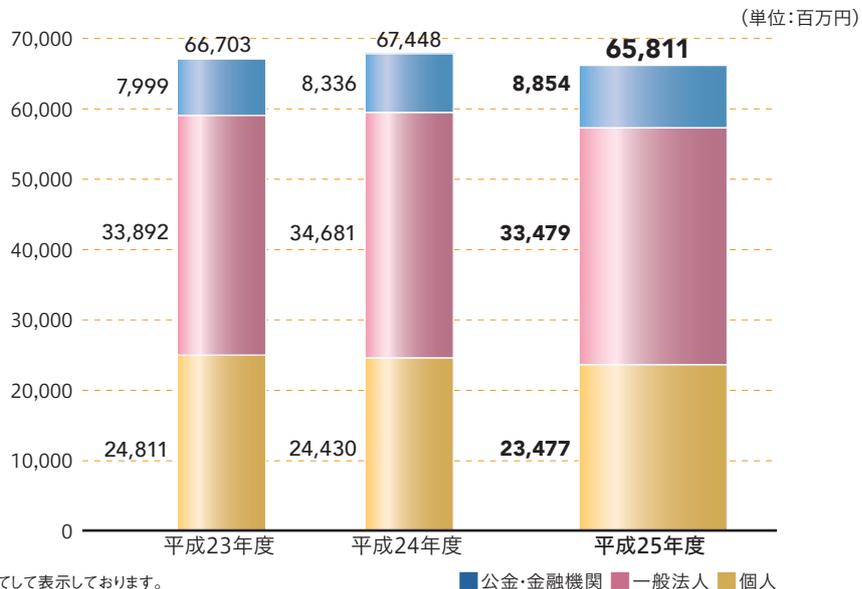
平成25年度(平成26年3月末)の総預金残高(譲渡性預金を含む)は1,415億円となりました。厳しい地域環境を反映、預金量のうち73.4%を占める個人のお客さまのご預金が微増に止まったものの、一般法人や公金預金が堅調に推移したことから前年度対比16億円の増加となりました。



## 貸出金残高

個人向けローンや企業資金の需要が低調に推移しました。

平成25年度(平成26年3月末)の総貸出金残高は658億円となりました。厳しい地域経済環境の影響を受け、個人の主力商品である住宅ローン等の需要低下に加え、企業の資金需要も低調に推移したことにより前年度対比16億円の減少となりました。



(注) 金額単位未満は切り捨てて表示しております。

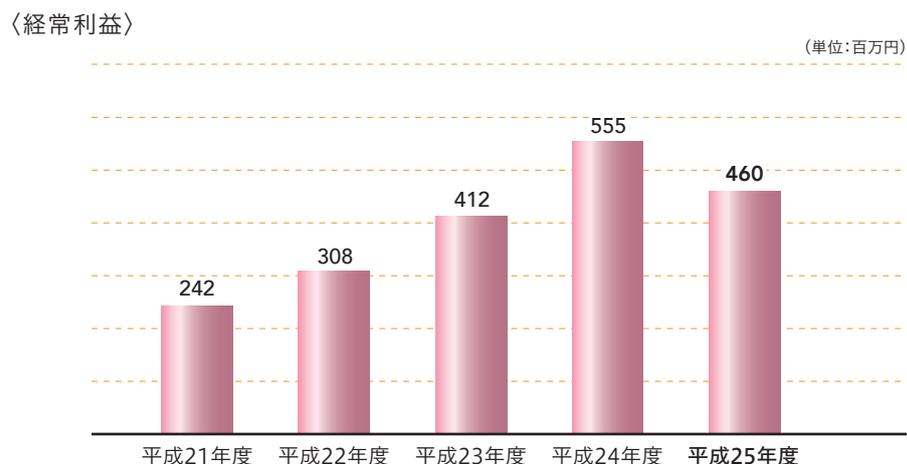
## 業務純益・経常利益・当期純利益

皆さまに安心してお取引いただけるよう、安定した収益確保に努めております。

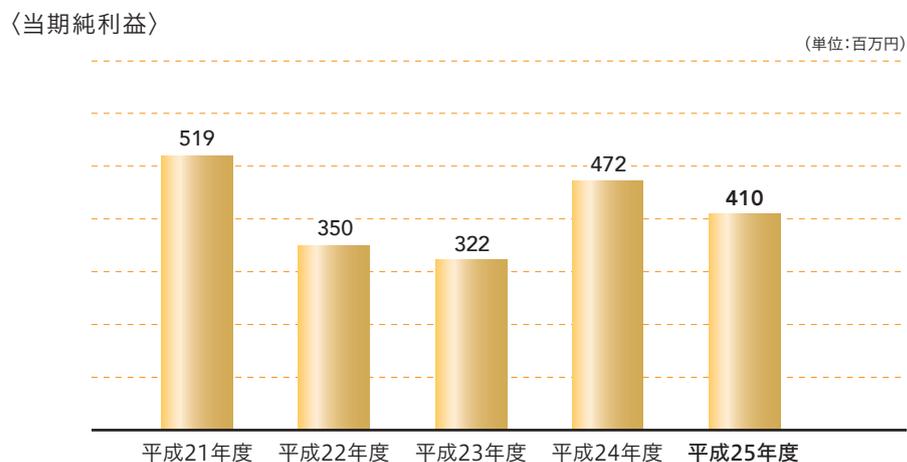
厳しい市況を受けて資金運用収益が減少し減収減益となり、最終利益であります当期純利益は410百万円となりました。



**?**  
本来の事業活動でいくら利益を出したのか。金融機関の収益状況を最も的確に示している重要な指標といわれています。



**?**  
経常収益から経常費用を引いたもので、毎年生じる通常の利益を表すものです。



**?**  
経常利益から特別損益を調整し、税金等を差し引いたもの。最終的な利益です。

※金額単位未満は切り捨てて表示しております。

# 自己資本

健全性にかけては自信があります。

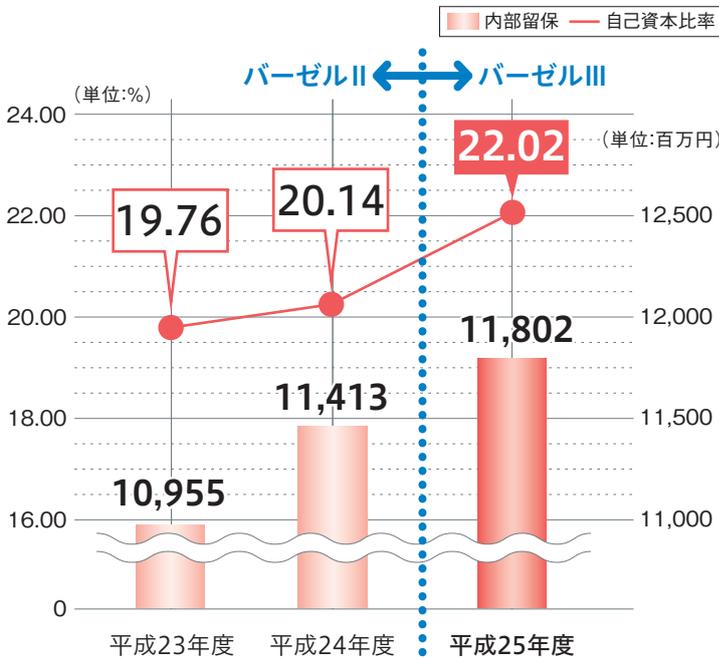
## 自己資本の推移

当金庫は自己資本額として123億円を有し、自己資本比率は22.02%と国内基準の4%を大きく上回っております。

当金庫の自己資本は、95.7% (118億2百万円) が利益剰余金 (毎期の利益を積立ててきた内部留保) です。



## 自己資本比率および内部留保額の推移



### 自己資本の重要性

金融機関は、預金や自己資本を資金調達の源泉とし、貸出金や有価証券などの資産を保有・運用しております。自己資本は、運用している資産が不良化や回収不能となり損失が発生した場合、これらに対する蓄えとしての役割を果たしてくれるもので、自己資本比率が高いことは蓄えを多く持っていることであり、健全性をあらわす重要な指標といえます。

なお、平成26年3月期より自己資本比率の算出に際して、これまでの算定基準 (バーゼルII) からより質の高い資本積上げが求められる新基準 (バーゼルIII) へと変更され、金融機関の健全性と金融仲介機能の更なる発揮が求められています。

当金庫はこの新基準においても国内基準 (4%) の5倍を超える高水準を維持し、ゆるぎない安全性を確保しております。

## 自己資本比率

バーゼルII基準			バーゼルIII基準		
		平成24年度			平成25年度
基本的項目 (A)		11,780	コア資本基礎項目 (A)		12,368
補完的項目 (B)		267	コア資本調整項目 (B)		36
自己資本総額 [A + B] (C)		12,047	自己資本総額 [A - B] (C)		12,332
控除項目 (D)		500	リスク・アセット等 (D)		55,991
自己資本額 [C - D] (E)		11,547	単体自己資本比率 (C) / (D) × 100		22.02
リスク・アセット等 (F)		57,316			
単体自己資本比率 (E) / (F) × 100		20.14			

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度まで旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 自己資本比率の算出方法

自己資本比率は、自己資本額を分子とし、リスク・アセットを分母として算出します。分母となるリスク・アセットは、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっており、現金や国債などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっています。

## 不良債権の状況

当金庫は貸出資産の健全性を確保するため、審査態勢の強化に努め、不良債権処理を積極的にすすめるとともに、十分な貸倒引当金を引き当てており、経営の健全性を維持しております。

### 金融再生法に基づく開示債権および同債権に対する保全状況

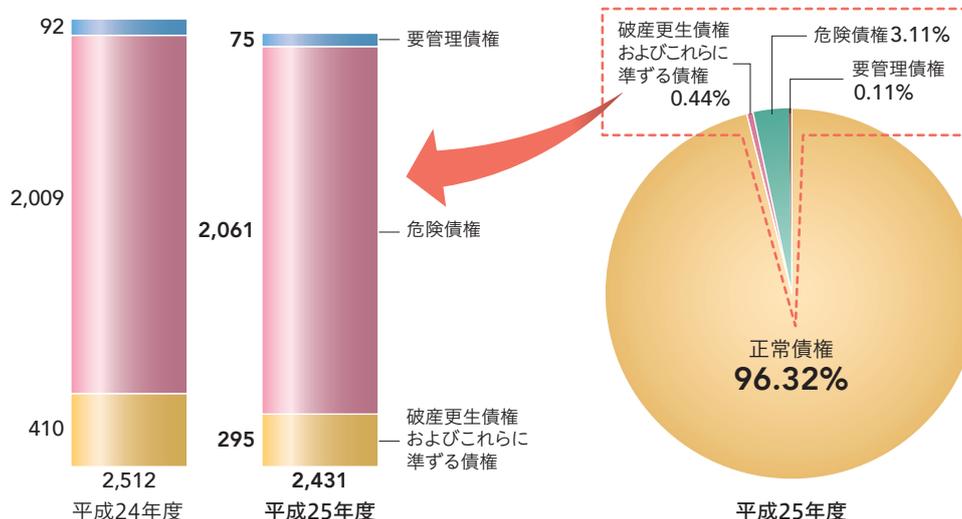
(単位:百万円、%)

区分	開示残高 (A)	保全状況					
		保全額 (B)	担保・保証等による 回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)	
金融再生法上の 不良債権	平成24年度	2,512	2,469	1,727	741	98.29	94.52
	平成25年度	2,431	2,359	1,517	842	97.05	92.16
破産更生債権および これらに準ずる債権	平成24年度	410	410	319	90	100.00	100.00
	平成25年度	295	295	211	83	100.00	100.00
危険債権	平成24年度	2,009	1,994	1,359	635	99.25	97.71
	平成25年度	2,061	2,061	1,305	755	100.00	100.00
要管理債権	平成24年度	92	64	49	15	69.70	35.31
	平成25年度	75	3	—	3	5.04	5.04
正常債権	平成24年度	65,230					
	平成25年度	63,674					
合計	平成24年度	67,742					
	平成25年度	66,105					

#### 上記項目の説明

- 1.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権（以下、破産更生債権等という）です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、上記1.2.3.以外の債権をいいます。
- 5.「担保・保証等による回収見込額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 6.破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定し、その相当額を引当てた額です。また、要管理債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 7.「保全率」は、金融再生法上の不良債権に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

(単位:百万円)



※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

◆貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成24年度	301	△34	—	267
	平成25年度	267	△67	—	199
個別貸倒引当金	平成24年度	737	14	25	726
	平成25年度	726	118	6	839
合 計	平成24年度	1,038	△19	25	993
	平成25年度	993	51	6	1,038



◆貸出金償却の金額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
貸 出 金 償 却	20	0

信用金庫法に基づくリスク管理債権および同債権の引当・保全状況

(単位:百万円・%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A	
破 綻 先 債 権	平成24年度	234	199	35	100.00
	平成25年度	114	78	36	100.00
延 滞 債 権	平成24年度	2,183	1,478	690	99.31
	平成25年度	2,237	1,435	802	100.00
3か月以上延滞債権	平成24年度	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成24年度	92	49	15	69.70
	平成25年度	75	—	3	5.04
合 計	平成24年度	2,511	1,726	741	98.28
	平成25年度	2,427	1,513	842	97.04



上記項目の説明

- 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
  - 会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
  - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
  - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
  - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
  - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
  - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破綻先債権、延滞債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定しその相当額を引当てた額です。また、貸出条件緩和債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 「保全率」は、リスク管理債権額に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

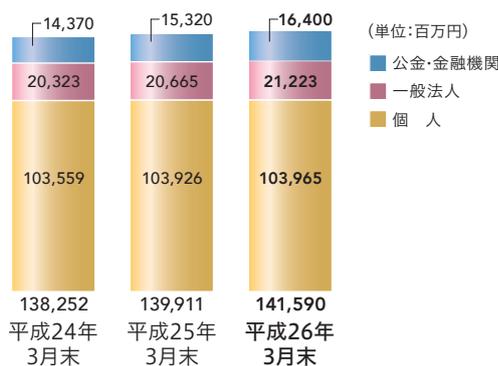
## 地域貢献

地域の繁栄は、金庫の繁栄。地元経済の振興こそが信金の務めです。

### お客さまの預金について

当金庫の平成26年3月末の預金積金残高(譲渡性預金を含む)は1,415億円です。お客さまからお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。

[預金等の推移] \*取扱商品につきましては、21ページをご覧ください。



### 今期の決算について

金利低下環境の長期化、資金需要の低迷により資金運用収益が減少したことから、前期比で減収減益となり、最終利益であります当期純利益は410百万円の計上となりました。

営業区域における経済環境は引き続き厳しい状況にありますが、地域の皆さまに必要とされる金融機関であり続けるため、今後とも健全経営に努めてまいります。



(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
業務純益	607	549	1,032	527	484
経常利益	242	308	412	555	460
当期純利益	519	350	322	472	410



### お取引先へのご支援等について(地域との繋がり)

- 当金庫は、地域経済が低迷している現在、企業支援課を立上げ営業店と一体となって、業績低下に苦慮しているお取引先の相談を親身になって受け、打開の為の財務改善策等アドバイスを行っております。
- 既に営業店の店長に対し、財務改善計画に向けた積極的な取り組みを指示しております。また、融資担当者を中心とした勉強会を開催し、担当者の能力向上に努めております。
- 中小企業や個人事業主を対象としたお取引先相互の親睦交流の場として「江信会」(函館・七重浜地区)、「ひやま江信会」(江差・上ノ国・熊石・乙部・厚沢部・奥尻地区)、「福松江信会」(福島・松前地区)を発足させております。経済講演会や旅行等、各種事業の企画支援を通じ、経済情報の提供やお客さま同士の情報交流による取引促進など、お客さまの発展と繁栄のお手伝いをしております。(会員数405名)
- 中小企業や個人事業主の皆さまの経営に少しでもお役に立てて頂ければとの思いから、地域内の経済情報を収録した「地区内経済概況」、「月別概況」や「営業地区内企業の景気動向調査結果」、業界経済情報誌である「経営情報」等の各種経営情報をお届けしております。
- 当金庫口座で年金をお受け取りのお客さまを対象とした親睦団体「江差しんぎん年金友の会」を運営しており、各店に支部があります。会員の皆さまに少しでも満足いただけるよう資金面でも支援しながら、パークゴルフ大会、歌謡ショーをはじめ、一泊旅行の実施や支部単位の行事として旅行会・新年会・親睦会などを企画しており、たくさんの方の参加を頂いております。(会員数4,127名)
- 個人のお客さまが希望した場合、生活に密着した各種情報が満載されている情報誌「楽しいわが家」をお届けしております。

### ご融資以外の運用について

当金庫はお客さまの預金をご融資による運用の他に有価証券等による運用も行っております。

有価証券運用は、格付けの高い公社債等を中心に各種リスクに十分配慮し、安全な運用に努めております。

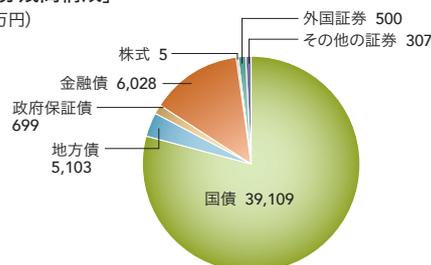
この他、即日換金可能な信金中金定期預金等への預入により、流動性リスクについても十分配慮しております。

有価証券残高/51,754百万円

預け金残高/34,039百万円

#### [有価証券残高構成]

(単位:百万円)



### 地域のお客さまへのご融資について

当金庫は、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆さまへのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

当金庫の平成26年3月末の貸出残高は下図の構成となっております。

#### 〈貸出の運営方針〉

1. 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援いたします。
2. 大口に偏重することなく、多数のお客さまにご利用いただけるように徹底し、信用リスクを分散いたします。
3. 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。

なお、地元中小企業や地域社会の皆さまの様々な資金ニーズに応えるため、制度融資資金等をはじめ、各種商品を取り揃えております。

\*取扱商品につきましては、22~23ページをご覧ください。

貸出金残高/65,811百万円  
預金積金における貸出金の割合/46.48%  
設備資金/41,700百万円  
運転資金/24,111百万円

#### [貸出金残高構成] (単位:百万円)



\*金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。  
\*各計数は平成26年3月末現在です。



## 当金庫の地域経済活性化への取り組みについて

当金庫は、松山・渡島管内南西部に位置する2市12町を事業区域として地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業の繁栄や生活の安定のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機関の業務提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

## 事業再生・中小企業金融の円滑化

取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化については、「経営改善計画指導要領」の制定や研修の実施等により内部体制の整備を進めるとともに、経営改善支援専門部署である「企業支援課」が中心となって営業店と連携しつつ支援対象企業を訪問し、より個別・具体的に取引企業の再生に向けた取り組みを強化し実施しております。

地域全体の景況は依然として低迷し厳しい経営環境下にはありますが、引き続き企業支援課が中心となり、経営者との密度の高いコミュニケーションを維持、企業再生にむけて実効性のある経営改善指導等を強化してまいります。

また、中小企業金融の円滑化に向けた取り組み強化として、個人保証等に過度に依存しない融資推進を図るため、キャッシュフロー重視の方針を内部規定で明確に打出すとともに、北海道信用保証協会等との連携による融資商品も取り揃え、平成25年度末では取組件数53件、取組残高318百万円の実績となっております。



### ■ 経営改善支援の取組実績 (平成25年4月～平成26年3月)

(単位: 先・%)

	期初債務者数 (A)	うち経営改善 支援取組先 (α)	(α)のうち期末に 債務者区分がランク アップした先(β)	(α)のうち期末に 債務者区分が変化 しなかった先(γ)	(α)のうち 再生計画を 策定した先(δ)	経営改善支援 取組率 (α / A)	ランクアップ率 (β / α)	再生計画 策定率 (δ / α)
正 常 先 ①	1,289	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
要 注 意 先	うちその他要注意先②	143	19	0	18	13.28	0.00	100.00
	うち要管理先③	3	0	0	0	0.00	0.00	0.00
破 綻 懸 念 先 ④	32	1	0	1	1	3.12	0.00	100.00
実 質 破 綻 先 ⑤	13	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
破 綻 先 ⑥	13	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
小計(②～⑥の計)	204	20	0	19	20	9.80	0.00	100.00
合 計	1,493	20	0	19	20	1.33	0.00	100.00

注) 1. 期初債務者数および債務者区分は平成25年4月初時点に記載しております。

2. 債務者数・経営改善支援取組先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン・住宅ローンのみの先は含まれておりません。

3. 「再生計画を策定した先数」は平成24年度および平成25年度中に策定した先のうち「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」の先数を記載しております。

### ■ 個人保証に過度に依存しない融資に向けた取組実績 (平成25年4月～平成26年3月)

(単位: 百万円)

	①スコアリングモデルを活用した商品	②コペナツを活用した商品	③動産・債権譲渡担保融資	④知的財産担保融資	(①+②+③+④)取組合計
平成25年度取組実績	(一件) —	(一件) —	(1件) 100	(一件) —	(1件) 100
平成25年度末残実績	(52件) 227	(一件) —	(1件) 91	(一件) —	(53件) 318

注) 1. ( )は件数。 2. 平成26年3月末現在で取組中の融資商品のみ記載しております。

※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

## トピックス

### 平成25年度の主なできごと

- 平成25年 6月19日 第70回通常総代会を開催  
(於:江差町 ホテルニューえさし)
- 平成25年 7月1日 セーフティーラリー北海道2013へ参加  
~10月31日 (参加140名)
- 平成25年 7月13日 江差信用金庫杯争奪 第13回道南少年軟式野球大会  
~7月14日 (於:上ノ国町民球場・上ノ国中学校グラウンド 参加13チーム)
- 平成25年 9月4日 第32回江差しんきん年金友の会総会を開催  
北海道警察函館方面本部生活安全課より  
「振り込め詐欺防止について」の講演会を開催  
アトラクション「水森かおり歌謡ショー」  
(於:函館市民会館 参加1,212名)
- 平成25年 9月7日 全店一斉防災訓練を実施 (各町消防署が協力)
- 平成25年 9月19日 第15回江差しんきん年金友の会パークゴルフ大会を開催  
(於:厚沢部町「多目的交流広場パークゴルフ場」参加113名)
- 平成25年 11月26日 第18回江差しんきん年金友の会「一泊旅行」を実施  
~11月27日 (於:洞爺湖温泉「万世閣ホテルレイクサイドテラス」参加94名)
- 平成26年 2月25日 江差信用金庫 創設90年



## 地域とのふれあい

えさししんきんはこれからも地域の皆さまと共に地域振興活動を積極的にすすめてまいります。

当金庫の本支店(10カ店)は、それぞれの地域祭事・催事に積極的に参加しているだけでなく、町内や海岸清掃など環境保全ボランティア活動にも取り組んでおります。

### 「地域振興積立金」による各種事業への助成

平成6年2月に当金庫創設70年を記念し、当初予定の3億円の満額を原資として積立て、営業区域内の団体・個人等に広く助成を行っております。  
(地域産業振興事業、町起こし事業、歴史的遺産保存、福祉事業および教育機関施設などの事業が対象)

平成25年度は、北斗市観光協会「新幹線型山車製作」への補助、乙部町観光協会「産業まつり&温泉まつり」ならびに第40回記念産業まつり「歩行者天国」設置等の実施に係る提灯飾り付け事業への補助を行いました。



#### これまでの実績

平成 6年度	1件	450千円	平成12年度	2件	1,000千円	平成20年度	2件	900千円
平成 7年度	5件	3,000千円	平成13年度	5件	2,320千円	平成21年度	2件	700千円
平成 8年度	9件	13,250千円	平成14年度	3件	1,300千円	平成24年度	1件	500千円
平成 9年度	7件	2,600千円	平成15年度	3件	1,100千円	平成25年度	2件	690千円
平成10年度	7件	2,800千円	平成16年度	2件	600千円			
平成11年度	6件	1,850千円	平成18年度	1件	300千円			
							合計58件	33,360千円

## 檜山振興局との「包括連携協定」の締結

平成28年3月の北海道新幹線開業を見据えて、更なる地域・産業振興への取組と地域の活性化を目的として平成26年3月に檜山振興局と「包括連携協定」を締結しました。

～主な協定事項～

- ・北海道新幹線開業効果等を活かした檜山の魅力発信
- ・檜山の活力ある地域づくりの推進
- ・檜山の豊かな自然環境の整備・保全
- ・地域を支える人づくり



## 江信会行事への参加・支援

中小企業や個人事業主を対象としたお取引先(会員)相互の親睦団体です。経済講演会・旅行・ゴルフ大会・懇親会・レクリエーションなどの催しものが企画されており大変好評で、江差信金も参加・支援し、お客さまの発展と繁栄のお手伝いをしております。

「江信会」(函館・七重浜地区)に引き続き、平成25年9月には「ひやま江信会」(江差・上ノ国・熊石・乙部・厚沢部・奥尻地区)、「福松江信会」(福島・松前地区)が発足しております。

- ・「脳卒中と予防」と題して函館・七重浜江信会合同講演会を開催しました。
- ・「道南経済の活性化」と題してひやま江信会講演会を開催しました。



「江信会」 [会員数235名(函館地区132名・七重浜地区103名)]  
 「ひやま江信会」[会員数103名(江差地区45名・上ノ国地区23名・熊石地区5名・乙部地区8名・厚沢部地区17名・奥尻地区5名)]  
 「福松江信会」 [会員数67名(福島地区35名・松前地区32名)]  
 (平成26年3月末現在)

## 年金友の会活動への支援

当金庫口座で年金をお受け取りのお客さまを対象とした親睦団体で各店に支部があります。(会員数 4,127名～平成26年3月末現在)

会員の皆さまに少しでもご満足頂けるよう資金面でも支援しながらパークゴルフ大会・歌謡ショーをはじめ、旅行会・新年会・親睦会などを企画しており、たくさんの参加を得て喜ばれております。



## 環境問題への取り組み

環境問題への取り組みは社会的責務であり、当金庫としても「やれること・やらなければならないこと」に積極的に取り組んでおります。「クールビズ」や「ウォームビズ」を実施しているほか、夏・冬の「節電取組み」への協力をしております。電力使用量の削減を主要課題としながら、コピー用紙・ガソリン・灯油・LPガスにつきましても削減に取り組んでおります。



- ・各地区で行われた以下の取り組みに参加し、町内・海水浴場等の一斉清掃を行いました。  
 「江差町クリーンアップ作戦」「上ノ国町クリーンアップ作戦」「上ノ国町大留町内会花壇の草取り作業」「福島町千軒・三岳地区国道パーキンググリーン作戦」「福島町川原町町内会除草作業」「奥尻クリーンアップ作戦」「函館大森海岸の清掃美化活動」「北斗市主催海岸線グリーン作戦」
- ・「横綱の里商店組合「道の駅横花壇整備」事業」に参加し、道の駅前花壇へ花の苗植込み作業を実施しました。(福島支店)
- ・各地区で行われた商工会青年部全国統一事業「絆」感謝運動の一環として、商工会青年部会員の職員が清掃活動を行いました。(上ノ国・乙部・福島・奥尻支店)
- ・「古事の森10周年記念事業」へ参加し植樹を行いました。(本店・本部) ・「上ノ国町植樹祭」へ参加し豊かな海づくりのための植樹を行いました。(上ノ国支店)

## 交通安全運動への積極的な参加

当金庫は、北海道セーフティーラリーへの積極的な参加や交通安全街頭キャンペーン等への参加を通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、悲惨な交通事故の防止を願っております。

- ・江差地区安全運転協会会員として、交通安全への取組みを評価され「優良事業所」として団体受賞し、函館方面安全運転管理者協会会長より表彰をうけました。
- ・各地で行われた「交通安全祈願祭」や「セーフティーコール」「全国交通安全運動」へ参加し、交通安全祈願および街頭で交通安全の啓蒙活動を行いました。(上ノ国・熊石・厚沢部・福島・奥尻支店)

## 当金庫ネーム入り「ベンチ」を寄贈

創設90年記念行事の一環として、地域への感謝の意を表し、地場産材である「道南杉」を使用した「ベンチ」を寄贈しました。

《寄贈先・設置場所》

- ・江差町「江差追分会館」
- ・上ノ国町「総合福祉センター「ジョイじょぐら」」
- ・社会福祉法人熊石敬愛会「特別養護老人ホームくまい荘」
- ・乙部町「鳥山ゆりの里パークゴルフ場施設」
- ・厚沢部町「厚沢部町役場庁舎ロビー」
- ・福島町「福島町ファミリースポーツ公園パークゴルフ場」
- ・奥尻島観光協会「フェリーターミナル観光案内所」
- ・五稜郭タワー株式会社「多目的広場アトリウム」
- ・松前町「松前町役場庁舎ロビー」
- ・北斗市「北斗市多目的広場」



## 地域行事・祭事への協賛・参加

地域の皆さまとのふれあいを大切にし、各地区で行われたお祭りやイベントに積極的に参加・協賛しております。

- ・「第60回江差かもめ島祭り」(本部・本店)
- ・「イカ刺しまつり」(本店)
- ・「姥大神宮渡御祭」(本店)
- ・「第14回冬江差“美味百彩”なべまつり」(本店)
- ・「夷玉山まつり“鞍馬大会”」(上ノ国支店)
- ・「エゾ地の火祭り」(上ノ国支店)
- ・「第19回あわびの里フェスティバル」(熊石支店)
- ・「商工会夏祭り」(熊石支店)
- ・「第29回元和台マリンフェスティバル」
- ・「おとべ温泉&産業まつり」(乙部支店)
- ・「ふれあい交流盆踊り大会・花火大会」(乙部支店)
- ・「あっさぶふるさと夏まつり」(厚沢部支店)
- ・「館城跡まつり」[第31回厚沢部町ばんば競技大会](厚沢部支店)
- ・「にぎわい祭り第1弾“七夕祭り”」(福島支店)
- ・「第27回やるべ福島イカまつり」
- ・「海峡花火大会」(福島支店)
- ・「第29回福島町コントリーフェスティバル」(福島支店)
- ・「第14回ふくしま健康フェスティバル」
- ・「第13回どすこい雪まつり」(福島支店)
- ・奥尻島「しまびらき」および「なべつる祭り」(奥尻支店)
- ・「松陰通り商店街夏祭り」(函館支店)
- ・「五稜星の夢」(函館支店)
- ・「第66回松前桜祭」[納涼花火大会](松前支店)
- ・「松前城下時代まつり」(松前支店)
- ・「松前城下楽市・楽座」(松前支店)
- ・松前「松城沖の口広場へのイルミネーション設置」(松前支店)
- ・「第17回北斗陣屋桜まつり」[第32回北斗市茂辺地さけまつり](七重浜支店)
- ・「第8回北斗市夏祭り」・「花火大会」(七重浜支店)
- ・「2013北斗市商工観光まつりin八郎沼」(七重浜支店)



このほかにも、お祭りをはじめ敬老会や慰霊祭等の各種イベントに積極的に参加し、お手伝いをしました。

## 福祉活動

- ・「第36回特別養護老人ホームくまいし荘文化祭」で模擬店のお手伝いをしました。(熊石支店)
- ・「(公社)函館市シルバー人材センター」に賛助しました。(函館支店)

## 文化活動

- ・「第51回江差追分全国大会・第17回江差追分熟年大会・第17回江差追分少年大会」に協賛しました。(本店)
- ・介護老人保健施設カタセルえさし入所者の“ちぎり絵”作品をロビーにて展示しました。(本店)
- ・地域のお客さまの“江差の夕日”“京都の紅葉”の写真をロビーにて展示しました。(本店)
- ・「第3回江差北前のひな語り」に協力会場として“お雛様”をロビーにて展示しました。(本店)
- ・生活指導連絡協議会主催の「上ノ国町児童生徒生活標語」の入賞作品をロビーにて展示しました。(上ノ国支店)
- ・「平成25年度晩俳句大会」受賞者へ楯を寄贈しました。(福島支店)
- ・福島消防署主催の「第41回防火書道コンクール」の入賞作品をATMコーナーにて展示しました。(福島支店)
- ・「市民創作“函館野外劇”第26回公演」に協賛し、職員4名が出演しました。(函館支店)
- ・「第8回北斗市珠算競技大会」に北斗市金融協会会員として協賛しました。(七重浜支店)
- ・「第29回江差信用金庫杯囲碁大会」を開催しました。



## スポーツ振興への支援

少年野球大会の開催や各種スポーツ大会へ協賛および参加など、スポーツ振興を通じて皆さまと交流を深めております。

- ・「第15回江差しんきん年金友の会パーク・ゴルフ」・「第11回いきいき町内対抗PG大会」に参加しました。(全店)
- ・「江差フェニックス野球少年団」全道大会出場に際し寄付をしました。(本店)
- ・「第36回少年剣道江差大会」へ協賛しました。(本店)
- ・「江差信用金庫杯争奪第13回道南少年軟式野球大会」を開催しました。(上ノ国支店)
- ・「第31回南北海道駅伝競走大会」への協賛およびランナーとして参加しました。(福島支店)
- ・「第14回町民ゴルフ大会」へ協賛しました。(福島支店)
- ・「第22回女だけの相撲大会」へ協賛しました。(福島支店)
- ・「第17回江差信金福島支店杯PG大会」を開催しました。(福島支店)
- ・「第17回江差信金福島支店杯PG大会」を開催しました。(福島支店)
- ・「青苗スカイパード野球少年団」全道大会出場に際し寄付をしました。(奥尻支店)
- ・「2013函館ハーフマラソン大会」への協賛およびランナーとして参加しました。(函館支店)
- ・「松前中学校野球部」全国大会出場に際し寄付をしました。(松前支店)
- ・「第8回北斗市民ゴルフ大会」へ協賛しました。(七重浜支店)
- ・「北斗市体育協会」に北斗市金融協会会員として協賛しました。(七重浜支店)



## その他

- ・学生の社会学習の一環として“インターンシップ(職場体験学習)”へ協力し、「奥尻高校」「江差高校」「乙部中学校」「本通中学校」「亀田中学校」「浜分中学校」から30名の受入を行いました。(本店・上ノ国・乙部・厚沢部・奥尻・函館・七重浜支店)
- ・厚沢部町の将来のあり方を考える「厚沢部町地域再生プロジェクト推進協議会」に監事として参画しました。(厚沢部支店)
- ・松前警察署職員に協力いただき、振り込め詐欺防止模擬訓練を実施しました。(松前支店)
- ・各町の消防職員より心肺蘇生法とAEDの使用方法等の応急手当講習を受講しました。(本部・福島・松前支店)
- ・移動献血車による献血に協力をしました。(本部・本店・上ノ国支店)
- ・厚沢部町と「高齢者等の地域見守り活動協定」を締結しました。



## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当金庫では、第1次中期経営計画「進化90」(24年度から26年度までの3カ年計画)を策定し、その基本戦略の一項目として「地域密着型金融の一層の強化」を掲げております。協同組織金融機関の原点に戻り、地域経済の発展に寄与することが地域金融機関の最重要課題であることを認識するとともに適切なリスク管理のもと、地域密着型金融に徹し、金融仲介機能をしっかり果たしてまいります。

具体的施策、取組方針及び取組状況は以下のとおりです。

### 【具体的施策】

1. 中小企業のライフサイクルに沿った、創業支援・新事業支援・事業再生支援及びコンサルティング機能の一段の強化
2. 個人のライフサイクル支援、健全な生活設計への消費資金供給、高齢者への課題対応等地域住民サービスの強化
3. 地方公共団体、商工団体等地域関連機関との連携強化によるコミュニティビジネスなど地域に生まれる新しい価値の支援(地域再生・活性化向け地元関連機関の他、信用保証協会、税理士、会計士との連携を図り中小企業の経営改善や事業拡大等に取組む)

### 【取組方針】

#### 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

「地域金融円滑化のための基本方針」をはじめ、「金融円滑化管理規定」、「金融円滑化要領」及び「経営改善計画指導要領」を策定し取組方針を整備しております。

#### 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

##### (1) 認定経営革新等支援機関としての態勢整備

中小企業の経営課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等による支援事業を通じ、中小企業の経営力を強化することなどを目的に、国が公的に認定する「経営革新等支援機関」としてお取引先の事業計画の策定支援等に取り組んでまいります。

##### (2) 外部機関及び外部専門家等との連携強化

自治体、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構等の機関及び外部専門家(税理士会、公認会計士協会、中小企業診断協会等)等とのネットワークを活用した支援態勢の構築、また、定期的に関行される各種会議等を通じて支援施策の共有等、関係機関等との連携を図り中小企業の経営支援に取り組んでまいります。

### 【取組状況】

#### 1. 中小企業の経営支援に関する取組状況

##### (1) 創業・新事業開拓の支援

平成25年度中における創業・起業に係る取組事例としては、業種別では、不動産賃貸業のアパート経営資金、医療・福祉業のグループホーム建設資金及び飲食業における開業資金等の需要がみられ、事業計画の妥当性の検討、策定支援等のコンサルティング機能を発揮し、資金需要に応じております。

##### (2) 経営改善・事業再生等の支援

経営改善支援専門部署である「企業支援課」が中心となって、営業店と連携しつつ支援対象企業を訪問する等、より個別・具体的にお取引企業の再生に向けた取組みを強化しております。

具体的な取組状況としては、企業支援課による平成25年度の支援対象選定先を20先とし、うち企業支援課主導先6先、営業店主導先14先に区分したうえで経営改善・再生支援に向け取組みいたしました。

管理手法は、定期的に試算表等の提出を受け、訪問・ヒアリング等を実施し、改善計画の進捗状況について分析を行い、お取引先に対する経営指導等に努めております。また、進捗状況の分析結果等については、経営陣へ報告する態勢としております。

なお、平成25年度の取組実績については、P9の「地域貢献」の中で「経営改善支援の取組実績」として掲載しております。

#### 2. 地域活性化に関する取組状況

##### (1) 地域活性化資金の創設

当金庫営業区域内の自治体により、平成25年7月に施行された補助事業「中小企業者設備投資促進・支援事業」に対し、自治体の補助金で賄いきれない部分の資金を支援することを目的として「地域活性化資金」を創設し、当該自治体の地元中小企業者の設備投資の促進等に全面的にバックアップする態勢を整備しております。

##### (2) 檜山振興局との包括連携協定の締結

平成26年3月に檜山の活力ある地域づくりの推進等を目的とした「檜山振興局と江差信用金庫との包括連携協定」を締結し、東京ドームで開催される「信金発!! 地域発見フェア」(出展600ブース)に檜山物産品の出店が決定したほか、販路拡大・地域ブランド化の支援策として「道南ブランドフェア(商談会)」、「ビジネスマッチング(食関連)交流会の開催」等の計画等も盛り込まれており、地域活性化に向けてサポートしてまいります。

以上

## 中小企業者等の金融円滑化に向けた体制の概要について

当金庫は、地域の健全な事業を営む中小企業者および個人のお客さまに対し必要な資金を円滑して安定的に供給し、また事業者に対する経営相談や経営指導をきめ細かく行い地域経済の発展に寄与することが地域金融機関の最も重要な役割のひとつであると認識し、適切にリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮してまいります。

### 第1. 返済負担軽減等に関する取組方針の概要

- 1 中小企業のお客さまや住宅資金ご利用のお客さまから返済負担軽減の相談・申込みがあった場合は、お客さまの経営実態や財産および収入等を十分把握したうえで、迅速かつ真摯に取り組みます。
- 2 中小企業のお客さまに対し適切な経営相談または経営のための指導を行うほか、お客さまの経営改善に向けた取り組みを支援いたします。
- 3 お客さまの事業価値を適切に見極めるため、職員の目利き能力向上に努めます。
- 4 お客さまの同意を得たうえで、守秘義務に留意しつつ他の金融機関や信用保証協会等と連携を密にし、情報の確認等緊密な連携を図ることに努めます。
- 5 返済条件の変更等を行ったお客さまに対する信用供与についても適切かつ柔軟に検討・協議し、返済負担軽減等の履歴があることのみをもって新規融資や返済条件の変更等の相談・申込みをお断りすることはいたしません。
- 6 お客さまから、借入金の返済にかかる負担の軽減等の相談・申込みにお応えできない場合は、理由や経緯について、できる限り丁寧にお客さまの理解と納得が得られるよう十分な説明を行います。

### 第2. 返済負担軽減等の実施状況を適切に把握する体制の概要

- 1 金融円滑化の実効性を確保するため金融円滑化管理統括部署を本部審査部とし、担当理事を金融円滑化管理責任者、また営業店においては営業店長を金融円滑化責任者として、金融円滑化が適切に行われるよう施策を実施しております。
- 2 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化に関する各種情報や計数等を理事会、常勤理事会に報告し、必要に応じ、管理体制の改善を図っております。
- 3 借入金の返済にかかる負担の軽減等の相談・申込みに対応するため、各営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置し、返済条件の変更等の相談・申込みがあった場合は、内容等を記録し、関連情報等を金融円滑化管理責任者等に報告する体制をとっております。
- 4 借入金の返済に係る相談・申込み内容等の記録については、5年間保存しております。

### 第3. 苦情相談を適切に行うための体制の概要

- 1 各営業店の融資窓口に「金融円滑化に関する苦情相談」の旨のプレートを設置し、相談窓口を周知しております。
- 2 お客さまからの貸付条件の変更等に関し、お電話による苦情相談については、本部の総務部コンプライアンス課に「苦情相談窓口」を設置し、苦情相談を受け付けるとともに、苦情相談内容を管理する体制となっております。
- 3 お客さまからの苦情相談の内容等については、本部の総務部コンプライアンス課において分析するとともに金融円滑化管理責任者や常勤理事会へ報告し、問題の解決に積極的に取り組み再発防止に努めております。

### 第4. お客さまの事業の改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- 1 経営改善に向けての経営相談や経営指導を適切に行うため、本部審査部内に企業支援課を設置し、営業店と連携のもと支援する体制をとっております。
- 2 貸付条件の変更等により経営改善計画を策定したお客さまには、ヒアリングなどにより適時モニタリングを行い、経営改善に向けた取り組みを支援いたします。

## 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および地域の方々に対し必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

### 1. 取組方針

当金庫は、地元中小企業はじめ地域の方々のさまざまな資金ニーズに安定した資金を供給いたします。

また、経営環境の変化による条件変更等の相談については、誠実かつ丁寧な対応を行うことを基本方針とし、これまでと同様、地域の中小企業および地域の方々が抱えている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

### 2. 金融円滑化の円滑な実施にむけた体制整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、最終意思決定機関を理事会と定め、以下の体制の整備を図っております。

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>1</b> 基本方針の策定。</p> <p><b>2</b> 金融円滑化管理規定の策定。</p> <p><b>3</b> 金融円滑化管理責任者の選任および統括担当部署の設置。</p> <p><b>4</b> 金融円滑化管理責任者は、関連する各部門と連携して「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための体制整備を図ります。また、役職員に対し、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施することを確保するために必要な事項を周知徹底いたします。</p> <p><b>5</b> 金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者および</p> | <p>顧客サポート管理責任者は連携して、主債務者および保証人からの保証契約に関する相談等に対して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取り組みを行います。</p> <p><b>6</b> 営業店に「相談窓口」を設置するとともに、営業店長を「金融円滑化責任者」として任命。</p> <p><b>7</b> 本部審査部企業支援課による一層の経営改善指導の強化。</p> <p><b>8</b> 取引先の事業価値を見極める能力（目利き能力）を向上させるため、各種講座の受講。</p> <p><b>9</b> 苦情受付処理について本部総務部コンプライアンス課とする。総務部コンプライアンス課 電話番号0139-52-1030(直通)</p> |
|---|--|

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っている取引先から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、取引先の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

## 中小企業金融円滑化法終了後の貸付条件の変更等の実施状況

### 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額および数 〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円・件)

	平成25年6月末		平成25年9月末		平成25年12月末		平成26年3月末	
	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	499	11,205	534	11,504	566	13,130	<b>585</b>	<b>13,257</b>
うち、実行に係る貸付債権	449	10,074	478	10,520	511	11,585	<b>534</b>	<b>12,140</b>
うち、謝絶に係る貸付債権	36	761	36	761	36	761	<b>36</b>	<b>761</b>
うち、審査中の貸付債権	6	240	12	93	11	653	<b>6</b>	<b>18</b>
うち、取下げに係る貸付債権	8	129	8	129	8	129	<b>9</b>	<b>337</b>

### 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額および数 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円・件)

	平成25年6月末		平成25年9月末		平成25年12月末		平成26年3月末	
	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	29	271	29	271	29	271	<b>29</b>	<b>271</b>
うち、実行に係る貸付債権	22	185	23	186	23	186	<b>23</b>	<b>186</b>
うち、謝絶に係る貸付債権	4	36	4	36	4	36	<b>4</b>	<b>36</b>
うち、審査中の貸付債権	1	0	-	-	-	-	-	-
うち、取下げに係る貸付債権	2	48	2	48	2	48	<b>2</b>	<b>48</b>

※単位未満は切り捨てて表示しております。

## 総代会

会員一人ひとりのご意見を、金庫経営に反映させていただきます。

### 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

### 総代とその選任方法

#### (1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、50人以上80人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。  
なお、平成26年6月1日現在の総代数は70人で、会員数は7,672人です。

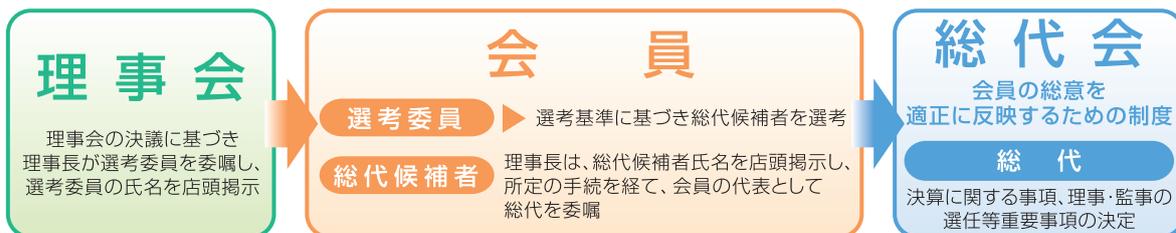
#### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

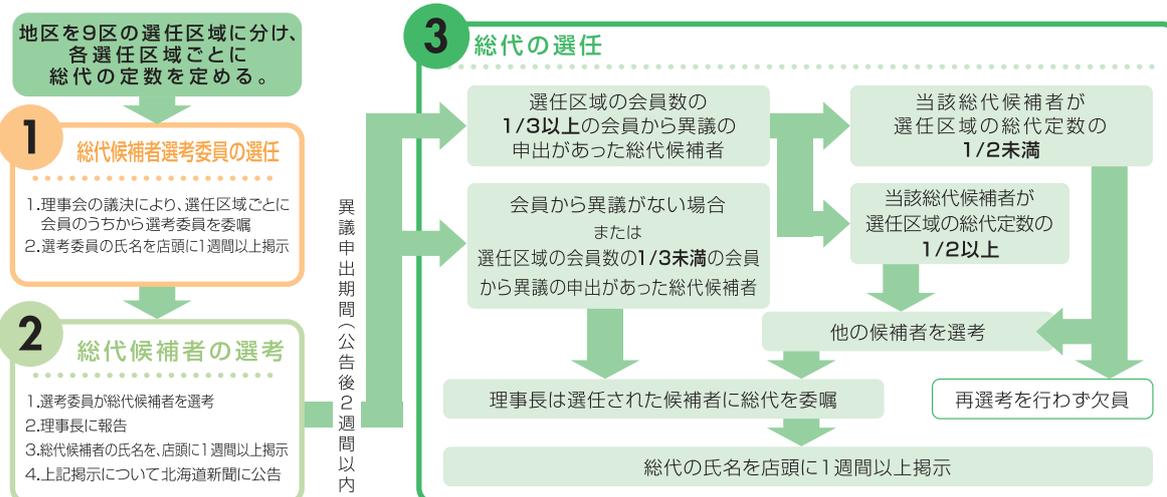
1. 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2. その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し出る)。

(注) 総代候補者選考基準

1. 当金庫の会員でなければならない
2. 地域における信望が厚く、総代としてふさわしい人物であること
3. 信用金庫の使命と理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること
4. 地域の事情に明るく、金庫に対する協力者であること
5. 事業者である場合は、経営内容が良好であること



〈総代が選任されるまでの手続について〉



## 第71回通常総代会の決議事項

第71回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

### 第71回通常総代会議案

#### (1) 報告事項

第70期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

#### (2) 決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件



## 総代の氏名

(平成26年6月1日現在)  
(敬称略・五十音順)

選任区域	人数	氏名																						
江差地区	9名	岡 茂男	紺谷 健一	高岡 広明	田島 元	田畑 昌伸	樋口 英俊	前田 憲男	万年 雅利	室谷 元男														
上ノ国地区	7名	草間 貞一	小林 恭平	小林 誠	谷口 功	福士 秀彦	古舘 幹雄	横山 栄一																
熊石地区	5名	佐藤 幸弘	島谷 喜人	田中 裕	能登谷正人	宮田 千秋																		
乙部地区	5名	阿部 忠治	大坂 裕康	近藤 宗司	田中富士雄	中道 照幸																		
厚沢部地区	7名	鈴木 祥司	鈴木 満紀	能登谷謙一	福島 和雄	前井 敏弘	森藤 実	山田 工																
福島地区	6名	上嶋 利洋	平野 武実	棟方 忍	山辺十三寿	湯浅 章	吉田 隆悦																	
奥尻地区	5名	石川 克己	越森 修平	辻 和博	三上 勝廣	明上 雅孝																		
函館地区	23名	大竹 昌尚	国立 金助	久保 哲朗	佐藤 征次	島本 肇	菅原 徹	竹内 薫	豊田 千春	永井 英夫	東出 伸司	福西 秀和	米塚 茂樹	渡邊 和輝	渡邊 宏海	安藤 栄継	石崎 幸男	伊藤 道雄	熊谷 孝之	佐々木博史	床鍋 喜雄	堀 英二	本庄 寛治	宮崎 高志
松前地区	3名	松尾 佳清	中江 清隆	早瀬 智幸																				

計 70名

## 総代の業種別・年齢別構成

### 《業種別構成》

製造業	6人	宿泊業	1人
建設業	17人	飲食業	1人
情報通信業	1人	生活関係サービス業	4人
卸売業、小売業	27人	教育、学習支援業	1人
不動産業	5人	医療、福祉	3人
学術研究、専門・技術サービス業	2人	その他サービス業	2人

### 《年齢別構成》

50歳以下	2人
51歳～55歳	5人
56歳～60歳	14人
61歳～65歳	20人
66歳～70歳	17人
71歳以上	12人

## リスク管理・コンプライアンス(法令等遵守)

健全経営のために、ディフェンスは万全。

当金庫はお客さまからお預かりした大切な預金を、企業に対する融資を中心にさまざまな形で運用しております。すなわち良質な資金を地元の各企業に提供し、かつ、余裕資金の運用で収益を確保し、いろいろな形で地域に還元するという公共性の強い業務を行っております。

このような業務運営の推移の中で、いろいろなリスク(危険・損害の恐れ)が発生してきますが、当金庫は自己責任原則に基づき健全経営維持のため、これらのリスクを最小限に抑えるよう万全の体制を整えております。

### ■信用リスク

「信用リスク」とは、貸出金等の元金や利息が回収不能になるリスクをいいます。

当金庫では貸出資産の健全性を常に維持するため、一定額以上の貸出案件については、専門会議(貸出審議会)に付議するなど厳格な審査体制をとっております。また、内部研修・外部研修の継続的实施等により審査能力の向上を図っております。

### ■市場リスク

「市場リスク」とは、資産(貸出や債券等)・負債(預金等)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や有価証券等の価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」等のさまざまなリスク要因により収益が不安定化したり、保有する資産の価値が変動するリスクをいいます。

当金庫では、経済情勢、金利動向などに基づいて運用・調達の方針を策定するとともに、市場変化に対する損益への影響度を把握・管理しております。

### ■流動性リスク

「流動性リスク」とは、決済資金が不足して不利な資金調達を余儀なくされるリスクをいいます。

当金庫では、不測の事態に対応出来る十分な支払準備資産を確保するとともに、信金中央金庫など業界のバックアップ体制も整備されています。

### ■オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」とは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)および金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない分)をいいます。

当金庫では、「オペレーショナル・リスク」として、次のリスクについて管理しております。

#### ・事務リスク

役職員が正確・迅速な事務処理を怠り、または事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫ではお客さまからの信用維持のため規定・要領等を整備し研修会・勉強会等を通じて、正確・迅速な事務処理の徹底に努めております。また、本部各部による事務指導および内部監査の実施によるチェック機能を生かし、リスクの極小化に努めております。

#### ・システムリスク

コンピュータシステムの障害・誤作動・各種システムの不備、不正利用等により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、オンラインシステムの運用は「しんきん共同センター」に委託しており、万一の災害等に備えてのバックアップ体制も万全です。

#### ・法務リスク

お客様に対する過失による義務違反や不適切な取引慣行から損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、コンプライアンス委員会を設置し、法務リスク管理態勢の充実を図っております。

## ・風評リスク

金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評(良くない噂)の流布などにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、お客さまからの信頼を維持することが不可欠であるとの認識に立ち、苦情などに対し速やかな経営陣への報告はもとより、関連各部門での緊密な連絡・協議態勢をとっております。

## ・人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害等を被るリスクをいいます。

当金庫では、不公平や差別的行為が発生しないよう管理態勢の強化に努めております。

## ・有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形固定資産の毀損・損害等を被るリスクをいいます。

当金庫では、職員一人一人が普段から金庫の有形資産の維持・保守に取り組み、また災害時等の対策を講じることでのリスクの極小化に努めております。

## ■ 偽造・盗難カード等預金者保護法への対応について

偽造カード等または盗難カード等を用いて行われる不正な払戻し等による被害が発生していることに鑑み、これらのカード等を用いて行われる不正な払戻し等から預金者を保護するため、当金庫では次の措置を講じております。

1. ATMより、ご利用限度額の変更(100万円未満への変更)及び暗証番号の変更処理をできるようにしております。
2. ATMより、類推されやすい暗証番号を登録しているお客さまへの変更促進メッセージの出力と類推されやすい暗証番号へは変更できないようガード対応いたしました。
3. 偽造・変造や不正な読取りを困難にするICチップを搭載した、ICキャッシュカード(磁気カードとの併用型)を平成20年4月より発行しております。

## ■ 顧客情報の保護について

「個人情報保護法」への対応を含め、顧客情報の保護、適正管理および漏洩防止等に万全を期し、業務の健全性に資するため、当金庫では次の措置を講じました。

1. 顧客保護等管理方針、顧客保護等管理規定および関連下位規定を制定いたしました。
2. 事務指導・検査において、実地指導を行っております。
3. 個人情報保護オフィサー(金融分野)の資格取得に積極的にチャレンジし、平成26年3月末現在108名が資格取得しております。

## ■ 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

## ■ コンプライアンス(法令等遵守)

「コンプライアンス」とは、法令をはじめ、当金庫内の諸規定さらには確立された社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することです。

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけ、その維持、向上に資するため、江差信用金庫行動綱領および行動綱領細則を定め、これに基づく「コンプライアンス基本方針」ならびに具体的に示した手引書であるコンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守体制の充実に努めております。

## ■反社会的勢力に対する取り組みについて

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を遵守するとともに、庫内規定の整備、反社会的勢力排除条項の導入を行い、反社会的勢力排除態勢の強化を図っております。

### 【反社会的勢力に対する基本方針】

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と密接な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### 【反社会的勢力の会員からの排除】

平成19年6月の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との取引解消に向けたさらなる態勢整備が求められております。当金庫においても、各種取引から反社会的勢力の排除に取り組んでいますが、その一環として、当局の認可を得て平成24年8月1日付で定款を変更いたしました。これにより、下記1のいずれかに該当する者は当金庫の会員となることはできません。また、会員が下記IIのいずれかに該当するときは総代会の決議により除名となることがあります。当金庫では、すでに預金取引・融資取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除する対象としておりますが、新たな措置によりさらに対応を徹底してまいります。

1. 当金庫の会員となることができない者
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
  - 2次各号のいずれかに該当する者
    - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
    - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
    - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
    - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
    - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- II. 総代会の決議により除名となることがある場合
  - 1 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
    - (5) その他前各号に準ずる行為
  - 2 加入申込書でしていただく、上記1の「1」および「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

## 金融ADR制度への対応

金融ADRとは、「金融に関する紛争・苦情を裁判によらず、あっ旋・調停・仲裁などの当事者の合意に基づき解決しようとする」制度です。

### 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をポスター・ホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店または総務部「お客さま相談室」(電話番号:0139-52-1030)にお申し出ください。

### 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部「お客さま相談室」または北海道地区しんきん相談所(9時～17時・電話番号:011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時・電話番号:03-3517-5825)にお申し出があれば、札幌弁護士会(電話番号:011-251-7730)、東京弁護士会(電話番号:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話番号:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話番号:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接申し出ていただくことも可能です。

なお、前記の東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記の東京三弁護士会および全国しんきん相談所または当金庫総務部お客さま相談室にお尋ねください。

## 預金保険制度について

信用金庫への預金は、預金保険制度により守られています。

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に預金者の保護を図り、信用秩序を維持することを目的とした制度です。信用金庫、信金中央金庫、国内に本店のある銀行、信用組合、労働金庫などが同制度に加入しています。

具体的な預金者保護の方法としては、預金保険機構が預金者に直接保険金を支払う「ペイオフ方式」と、破綻した金融機関に預け入れられている保険対象預金等のうち付保預金額をその事業とともに健全な金融機関に移管し、その際必要な資金を預金保険機構が援助する「資金援助方式」があります。なお、決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3要件を満たす預金)に該当する当座預金や無利息型普通預金等については全額保護されますが、決済用預金以外の預金保険対象商品については預金者お一人当たり1金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。

平成26年5月7日～10月31日まで  
**「まごころ定期」**  
 店頭表示の1年ものスーパー定期利率  
**1年0.1%金利優遇**  
 一人ひとりに300万円まで

○ご利用いただける方  
 当店で年俣のお支払いをされているお客様  
 または、当店で年俣のお支払いを指定されたお客様

○対象預金  
 スーパー定期【支元の自動振替（元金振替）】

○適用金利  
 店頭表示のスーパー定期1年もの金利優遇に  
 利率に年0.1%（年利換算0.17%）を上乗せ

詳しくは各支店・各営業窓口にお立ち寄りください

おかげさまで 創業90年  
**定期預金キャンペーン!!**

Anniversary  
 店頭表示利率にプラス  
**年0.20%**  
 (例引換0.15%)

取扱期間：平成26年6月2日～平成26年8月29日

対象：個人のお客様  
 満額：20万円～1000万円以内の1人あたり1000万円以内のご預金  
 利率：店頭表示利率に0.20%（引換後0.15%）を上乗せいたします  
 対象期間：「スーパー定期」の金利優遇は、お申し込みの日の翌日から開始となります  
 対象支店：各支店・各営業窓口にてお申し込みください  
 対象期間：平成26年6月2日～平成26年8月29日

全国保証済保証付「まごころ住宅ローン」  
 新規受付のご案内

5年固定金利優遇期間 7年固定金利優遇期間 10年固定金利優遇期間  
**年1.1%** **年1.6%** **年1.65%**

平成26年5月7日から平成26年10月31日まで

各固定金利優遇期間の5年固定金利優遇期間  
 借入総額 300万円未満 借入総額300万円以上  
 5年固定金利優遇期間 年1.1% 5年固定金利優遇期間 年1.6%

ジャックス保証編  
**マイカーローン**  
 夢くるま

特別キャンペーン実施中

(実質利率)  
 月6.3%から  
 月6.30%まで

返済利率 年2.30%  
 最高返済利率で返済時  
**年0.80%**  
 返済2年 3割 3割以内

## 業務のご案内

### 預金業務のご案内

種類	特色	お預入れ額	お預入れ期間
当座預金	ご商売の支払で手形・小切手をご利用いただくための預金です。	1円以上	出し入れ自由
普通預金	給与・年金の受取、公共料金や税金・クレジットの自動支払、その他お気軽にご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
無利息型普通預金	給与・年金の受取、公共料金や税金・クレジットの自動支払、その他お気軽にご利用いただけます。預金保険制度により全額保護される預金です。	1円以上	出し入れ自由
総合口座	一冊の通帳に普通預金、定期預金がセットされており、必要な時には定期預金の90%、最高200万円まで自動的にご融資いたします。(個人に限定)	定期預金 1万円以上 普通預金 1円以上	出し入れ自由
貯蓄預金	普通預金感覚でご利用いただけ、基準残高以上であればお利息が有利な預金です。(個人に限定)	1円以上	出し入れ自由
スーパー積金	毎月の掛金は皆さまのマネープランにあわせてお選びいただけます。計画的な資金づくりには最適な商品です。	千円単位	1年～5年
消費税専用積金(おさめるくん)	消費税の納付金額に合わせて計画的に、確実・有利(金利上乘せ)に準備できる最適な商品です。	1万円以上 千円単位	1年～3年
スーパー定期	まとまったお金を大きく増やすお利息の有利な商品です。個人の方に限り、3年以上のものについては、半年複利の商品もご用意しております。	100円以上	1か月～5年 1か月以上 5年以下の 満期日指定
大口定期預金	大口の資金運用に適したお利息が有利な定期預金です。	1千万円以上	1か月～5年 1か月以上 5年以下の 満期日指定
期日指定定期預金	お預入れ後1年を経過すると、1か月前の連絡で引出しが自由にでき便利です。(個人に限定)	100円以上 300万円未満	1年以上 3年以内

※その他、当金庫に年金振込をご指定のお客さまを対象とした「まごころ定期預金」など、金利を上乗せした商品を発表し、サービスの向上に努めております。  
 ※上記預金の詳細については、当金庫窓口にご説明書を備付けておりますのでお気軽にご相談下さい。

## 貸出運営についての考え方

- 当金庫は、地区内外の皆さまから大切な預金をお預りしており、資金貸出にあたっては、堅実経営を基本に地元の中小企業や個人の方々の幅広い資金ニーズに安定的かつ迅速に応え、事業の発展・生活向上のお手伝いをするなど地域密着型金融に取り組んでおります。
- 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応し、中小企業及び保証人の各ライフステージにおける取組意欲の増進を図り、金融の円滑化を通じて中小企業の活性化に取り組んでおります。
- 中小企業向け融資においては、お客さまの経営状況、財務状況、事業計画、担保保全状況等の審査を充実させニーズに可能な限り応じております。また、日本政策金融公庫をはじめ政府系金融機関や信金中央金庫などの代理貸付も取り扱いをしており地域金融機関として積極的に取り組んでおります。
- さらに、地域の多くのお客さまに小口融資や個人向け各種消費者ローンのほか、住宅ローン・マイカーローン・教育ローン等の取り扱いなど低利で良質な資金提供を行い、豊かな生活と夢の実現にお役にたてるよう常に努力しております。
- 地方公共団体に対しては、種々の特別な取り扱いによる融資に積極的に対応して、社会福祉施設の充実をはじめ公共施設の建設・整備等に協力し、地域発展のためのお手伝いをさせていただいております。

## 融資業務のご案内 I

### 〔中小企業向け事業資金〕

種 類	内 容
割引手形 手形貸付 証書貸付 当座貸越 債務保証	皆さまのご事業の発展に広くご融資のお取り扱いをしております。
中小企業総合振興 資金融資制度	<p>◎北海道の制度融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営安定化資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一般貸付</li> <li>小規模企業貸付</li> <li>小口事業貸付</li> <li>セーフティネット貸付(災害貸付)</li> <li>東日本大震災等関連特別貸付</li> <li>経営力強化貸付</li> </ul> </li> <li>・事業活性化資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>創業貸付</li> <li>ステップアップ貸付</li> <li>ブリッジ貸付</li> <li>事業革新貸付</li> </ul> </li> <li>・産業振興資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>企業立地貸付</li> <li>観光振興貸付</li> </ul> </li> <li>・経済対策特別資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業等新分野進出特別貸付</li> <li>景気変動対策特別貸付</li> </ul> </li> <li>・中小企業再生支援資金</li> <li>・原料等高騰対策特別資金</li> </ul> <p>◎市・町の制度融資も取り扱っております。</p>
国などの代理貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信金中央金庫</li> <li>・(株)日本政策金融公庫</li> <li>・(独)中小企業基盤整備機構</li> </ul>



※上記のように、種々の資金を通じて中小企業向け融資に積極的に取り組んでおります。



融資業務のご案内 II

種類	内容と特色	ご融資額	ご返済期間	担保・保証人	
個人向け	個人ローン	消費資金であればお使いみちは自由です。ご旅行資金などに最適です。	500万円以内	10年以内	担保・保証人は不要 ((一社)しんきん保証基金保証付)
	カードローン	お使いみちは自由です。カード1枚で[CD・ATM]からスピーディーにお手軽にご利用いただけます。	10万円以上 100万円以内	3年	担保・保証人は不要 ((一社)しんきん保証基金保証付)
	カードローン「マイきゃっする」	お使いみちは自由です。お申込みは簡単で審査(保証会社)が迅速、即日ご融資可能。	10万円以上 200万円以内	3年	担保・保証人は不要 (信金ギャランティ(株)保証付)
	マイカーローン	マイカーのご購入、車検、運転免許取得費用などにご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	担保・保証人は不要 ((一社)しんきん保証基金保証付)
			500万円以内 新車の場合は 700万円以内	6か月以上 8年以内 新車の場合は 10年以内	担保・保証人は原則不要 ((株)ジャックス保証付)
	住宅ローン	住宅のご新築・ご購入・増改築・土地のご購入など、マイホームづくりのためのローンです。	6,000万円以内	35年以内	担保は必要 (全国保証(株)保証付)
			8,000万円以内	35年以内	担保は必要 ((一社)しんきん保証基金保証付)
	リフォームローン	住宅の増改築、ならびに住宅の設備機器ご購入資金としてご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 20年以内	担保は不要 保証人は原則不要 ((株)ジャックス保証付)
	リフォームプラン・エコ	太陽光発電などエコ関連設備の購入・設置などにご利用いただけます。	1,000万円以内	3か月以上 15年以内	担保は不要 ((一社)しんきん保証基金保証付)
	住宅資金借換ローン	住宅関連資金(公的住宅ローンおよび他行住宅ローン)のお借換が対象です。	10万円以上 1,500万円以内	6か月以上 20年以内	担保は不要 保証人は原則不要 ((株)ジャックス保証付)
	プロパー教育ローン「学援」		300万円以内	15年以内	担保は原則不要、保証人は家族保証可(保証付なし)
	教育ローン	お子さまのご入学金や授業料などの教育資金にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 13年以内	担保・保証人は原則不要 ((株)ジャックス保証付)
			1,000万円以内	16年以内	担保・保証人は不要 ((一社)しんきん保証基金保証付)
	学資ローン	授業料などの教育資金の借入を、在学中は一定限度額の範囲内で繰返し利用し(当座貸越契約期間)、ご卒業時に証書借入に切替えることによって分割返済を行う(証書貸付契約期間)、組合せ商品です。	300万円以内	当座貸越契約期間(在学中) 5年以内 証書貸付契約期間(卒業後) 3か月以上10年以内	担保・保証人は不要 ((一社)しんきん保証基金保証付)
多目的ローン	結婚資金・旅行資金等健全な消費資金であればお使いみちは自由です。	10万円以上 200万円以内	1年以上 7年以内	担保・保証人は原則不要 ((株)ジャックス保証付)	
フリー&おまとめローン	消費資金であれば、お使いみちは自由です。他のお借入を一本化することもできます。	10万円以上 300万円以内	6か月以上 10年以内	担保・保証人は不要 ((株)ジェシービー保証付)	
シニアライフローン	リフォーム資金・自動車購入資金・旅行資金等健全な消費資金であれば、お使いみちは自由です。	100万円以内	10年以内	担保・保証人は不要 ((一社)しんきん保証基金保証付)	
事業者向け	アパートローン	賃貸共同住宅のご新築・ご購入および増改築資金にご利用いただける大型で長期のローンです。	100万円以上 3億円以内	30年以内	有担保で、保証人は経営者以外原則不要
	事業者カードローン	事業資金とし、契約期間中におけるご利用限度額の範囲内で、いつでもご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年間 (更新ができます)	北海道信用保証協会の保証が必要

※上記の詳細については、当金庫窓口商品説明書を備付けしておりますのでお気軽にご相談下さい。

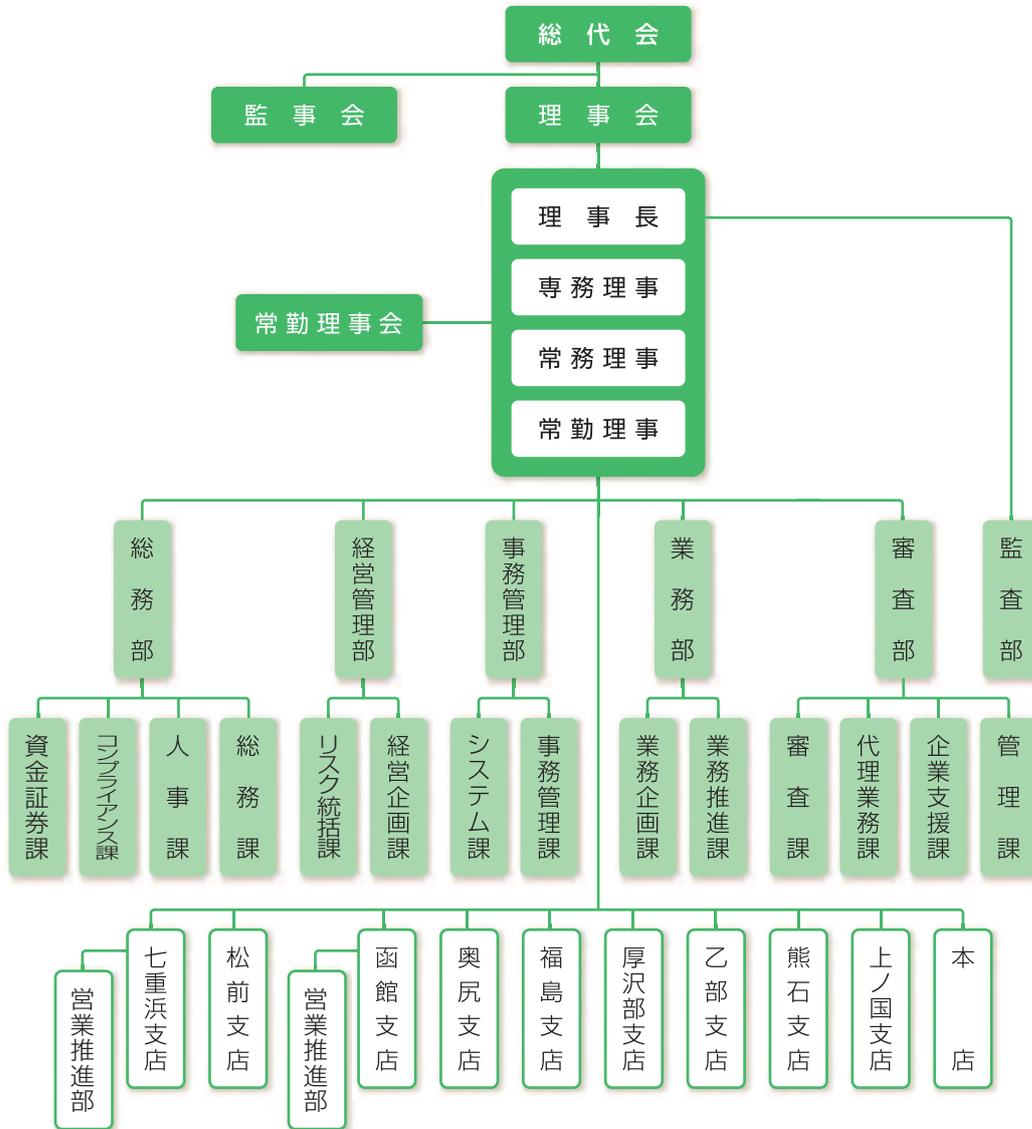


## 各種サービス業務

種 類	内 容 と 特 色
内 国 為 替	送金、振込み、代金取立など、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協などと結び、迅速・正確・安全にオンラインでお取り扱いいたします。
給 与 振 込 ・ 年 金 自 動 受 取	毎月の給料やボーナス、お受け取りになる年金が、ご指定の預金口座に直接入金されます。安全・確実でご入金の日から利息がつくサービスです。
自 動 振 替	電気・ガス・水道・電話・放送受信料などの公共料金、税金、保険料などを自動的にご指定の預金口座からお支払いいたします。
為 替 自 動 振 込	毎月一定の日に、一定の金額を、同一の受取人宛に、ご指定の預金口座から自動的に振込みいたします。
キャッシュカード	カード1枚でスピーディーな預金の受払いができます。全国の提携金融機関、セブン銀行、ゆうちょ銀行・郵便局(株)のキャッシュコーナーもご利用いただけます。(全国の信用金庫間の利用手数料は無料です。但し土曜・日曜・祝日の時間外手数料については、当金庫のカードで当金庫のATMをご利用した場合を除き、所定の手数料が必要です)
デビットカードサービス	現在使用しているキャッシュカードを利用し、加盟店で購入した商品等の代金支払を行うショッピング機能を追加したサービスです。
テレホンバンキングサービス	共同利用型コールセンターシステムを利用し、お客さまの一般電話等から残高照会・振込み・振替え等が行えるサービスです。
モバイルバンキングサービス	NTTドコモが提供するiモードサービス対応の携帯電話を利用して、残高照会・入出金明細照会・振込み・振替え等が行えるサービスです。
WEB-FBサービス	法人・個人事業主のお客さまに特定したインターネットバンキングです。ファームバンキングサービスがインターネットのブラウザで手軽にできるようになりました。
WEBバンキングサービス	個人向けインターネットバンキングです。残高照会・振込み・振替え等のお取引がインターネット上でご利用いただけます。
キャッシングサービス	当金庫のATMで、銀行系クレジットカードなどでのキャッシングが、ご利用いただけます。
外 貨 両 替	USDルのほか、36カ国の外国通貨の両替をお取次ぎする「外貨宅配サービス」をご利用いただけます。
スポーツ振興くじ払戻業務(本店のみ)	独立行政法人日本スポーツ振興センターが販売するスポーツ振興くじ(toto)の当選金の払戻業務を行うサービスです。
貸金庫・保護預り	重要書類・貴重品など大切な財産を盗難や災害からお守りいたします。 なお、函館支店には、自動式貸金庫(生体認証装置付き)を設置しております。
夜間金庫(本店・七重浜支店のみ)	お店の売上金を夜間や休日でもお預りします。翌営業日に預金口座に自動的に入金いたします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区内経済概況</li> <li>● 月別概況</li> <li>● 営業地区内の景気動向調査</li> </ul> <p>渡島・松山管内の基幹産業の動き、景気動向、主要経済指標といった地域経済情報などを皆さまに提供する地域情報誌です。</p>

※上記サービスの詳細については、当金庫窓口でご説明しております。お気軽にご相談ください。

## 事業の組織



## 役員一覧 (平成26年6月18日現在)

理事長	藤谷直久	理事	小笠原隆	常勤監事	田中勇
専務理事	若濱博	理事	若狭大四郎	監事	小笠原幸助
常務理事	田原栄輝	理事	林勲	員外監事	増川佐悦
常勤理事	板谷博樹	理事	木村孝男		
常勤理事	小笠原慎	理事	田島義勝		
常勤理事	浜鍛治省				

# 営業地域

**桧山郡** 江差町・上ノ国町・厚沢部町

**二世郡** 八雲町

**爾志郡** 乙部町

**久遠郡** せたな町(旧瀬棚町・旧北桧山町を除く)

**奥尻郡** 奥尻町

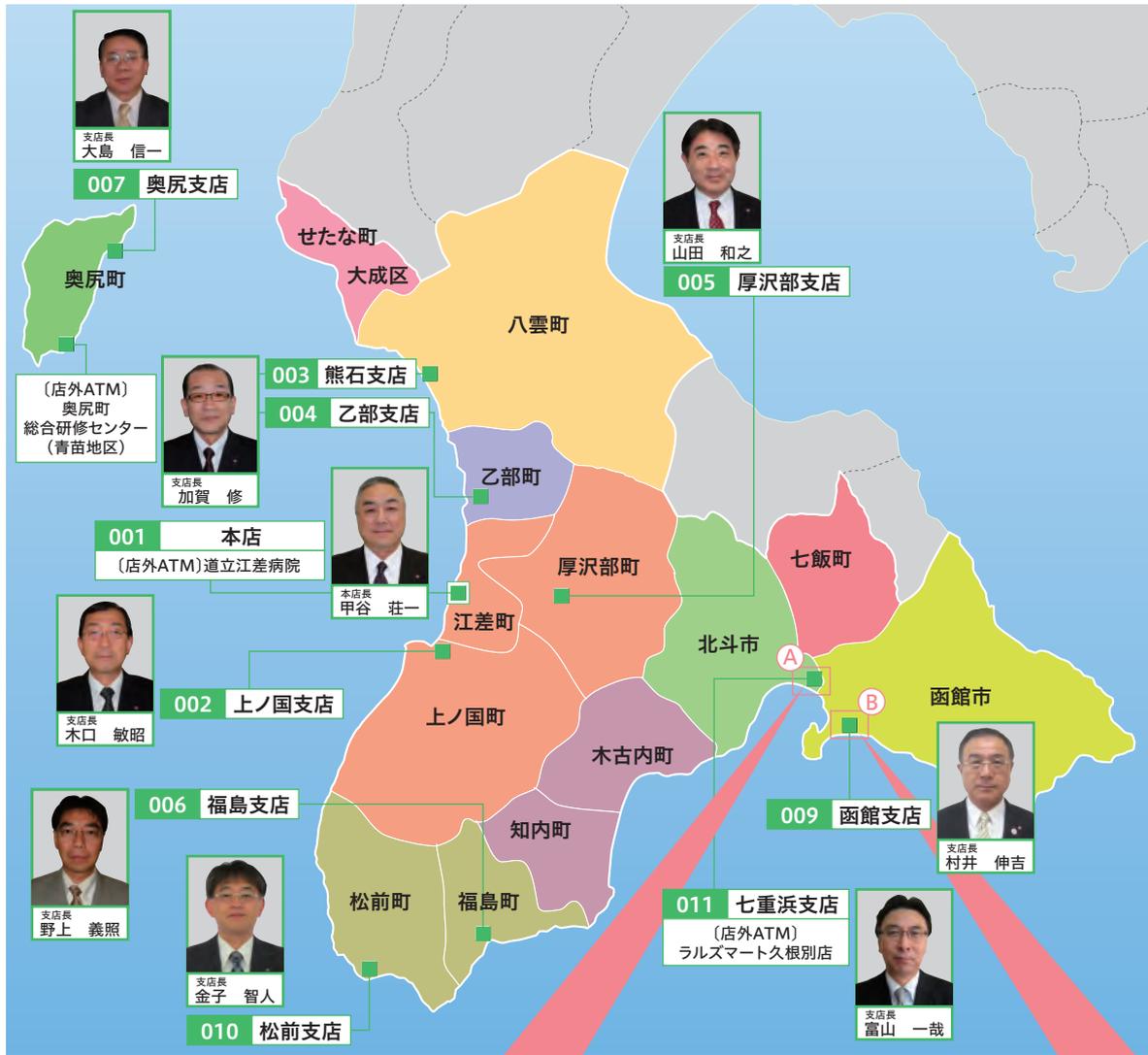
**松前郡** 松前町・福島町

**上磯郡** 木古内町・知内町

**函館市**

**北斗市**

**亀田郡** 七飯町



# 店舗一覽

## 事務所等の名称および所在地

ATM運行一覽 (平成26年5月現在)

	事務所等の名称および所在地	平日	土曜日	日曜日・祝日	ATM振込	
					平日	土・日・祝
001	本 部 松山郡江差町字本町132番地 ☎0139-52-1030	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	○	—
	本 店 松山郡江差町字本町132番地 ☎0139-52-1036					
002	■本店(店外ATM) 道立江差病院	9:30~18:00			○	—
002	上ノ国支店 松山郡上ノ国町字大留244番地の9 ☎0139-55-2616	8:45~18:00	9:00~17:00		○	—
003	熊石支店 二海郡八雲町熊石根崎町115番地1 ☎01398-2-3026	8:45~18:00	9:00~17:00		○	—
004	乙部支店 爾志郡乙部町字緑町399番地の1 ☎0139-62-2034	8:45~18:00	9:00~17:00		○	—
005	厚沢部支店 松山郡厚沢部町新町181番地の47 ☎0139-64-3231	8:45~18:00	9:00~17:00		○	—
006	福島支店 松前郡福島町字福島53番地の1 ☎0139-47-2022	8:45~18:00	9:00~17:00		○	—
007	奥尻支店 奥尻郡奥尻町字奥尻809番地 ☎01397-2-2525	8:45~18:00	9:00~17:00		○	—
	■奥尻支店(店外ATM) 奥尻町総合研修センター(青苗地区)					
009	函館支店 函館市松陰町23番4号 ☎0138-53-3221	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	○	—
010	松前支店(仮店舗) 松前郡松前町字福山154番地 ☎0139-42-2727	8:45~18:00	9:00~17:00		○	—
011	七重浜支店 北斗市七重浜2丁目28番11号 ☎0138-49-1671	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	○	—
	■七重浜支店(店外ATM) ラルズマート久根別店					

※ただし正月三が日は、ATMの稼働を休止いたします。

- 当金庫では全営業店に現金自動預払機(ATM)を2台以上設置し、待ち時間の短縮に努めております。また、全営業店および各出張所には視覚障がい者の方への対応として、ハンドセット機能等搭載のATMを設置しております。
- ゆうちょ銀行とのオンライン提携により、全国のゆうちょ銀行・郵便局および当金庫のATMで双方のキャッシュカードの利用(入金・出金・照会)ができます。
- 全国のセブン・イレブン等に設置されているセブン銀行のATMで、当金庫のキャッシュカードの利用(入金・出金・照会)ができます。
- 全国の信用金庫のATMで当金庫のキャッシュカードをご利用のお客さまについては、利用手数料は無料となっております。ただし、土曜・日曜・祝日以外の時間外取引(出金取引)は当金庫のATMをご利用した場合を除き、所定の手数料が必要です。



索引・目次

信用金庫法等で定められた開示項目索引

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則第132条(業務及び財産に関する説明書類の縦覧等)で定める開示項目規定に基づき作成しておりますが、その規定における各項目は以下のページに掲載しています。

開示項目	掲載ページ
<b>【1】金庫の概況及び組織に関する事項</b>	
①事業の組織	25
②理事・監事の氏名及び役職名	25
③事務所の名称及び所在地	27
<b>【2】金庫の主要な事業の内容</b>	21~24
<b>【3】金庫の主要な事業に関する事項</b>	
(1)直近の事業年度における事業の概要	3・4
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	33
①経常収益 ②経常利益又は経常損失	
③当期純利益又は当期純損失	
④出資総額及び出資総口数	
⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高	
⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金	
⑫職員数	
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益及び業務粗利益率	34
イ.資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	34
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	33・34
エ.受取利息及び支払利息の増減	34
オ.総資産経常利益率	34
カ.総資産当期純利益率	34
②預金に関する指標	
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	34
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	34
③貸出金等に関する指標	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	35
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	35
ウ.担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、不動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	36
エ.用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	35
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	35
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	35

開示項目	掲載ページ
④有価証券に関する指標	
ア.商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	36
イ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分)の残存期間別の残高	36
ウ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分)の平均残高	36
エ.預証率の期末値及び期中平均値	36
<b>【4】金庫の事業の運営に関する事項</b>	
①リスク管理の体制	18・19
②法令等遵守の体制	19・20
③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	13
④金融ADR制度への対応	20
<b>【5】金庫の直近の2事業年度における財産の状況</b>	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	29~32
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	7
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3)自己資本の充実の状況	5・38
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	37
②金銭の信託	37
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	37
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	7
(6)貸出金償却の額	7
(7)金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	30
<b>【6】報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの</b>	32
■自己資本比率規制に基づく開示	38~44

資料編

開示項目	掲載ページ
財産の状況	29~32
経営内容	33・34
預金に関する指標	34
貸出金に関する指標	35・36
有価証券に関する指標	36
有価証券の状況	37

金融再生法で定められた開示項目索引

開示項目	掲載ページ
金融再生法開示債権	6

自己資本比率規制の第3の柱による開示項目索引

開示項目	掲載ページ
<b>定性的な開示事項</b>	
・自己資本調達手段の概要	39
・自己資本の充実度に関する評価方法の概要	39
・信用リスクに関する事項	42
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	42
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
・証券化エクスポージャーに関する事項	43
・オペレーショナル・リスクに関する事項	43
・出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
・金利リスクに関する事項	44
<b>自己資本の構成に関する事項</b>	38
<b>定量的な開示事項</b>	
・自己資本の充実度に関する事項	39
・信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	40・41
・信用リスク削減手法に関する事項	42
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	43
・証券化エクスポージャーに関する事項	43
・出資等エクスポージャーに関する事項	43
・金利リスクに関する事項	44

資料編、自己資本比率規制に基づく開示の各計数につきましては、金額単位未満および小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成25年3月期	平成26年3月期
(資産の部)		
現金	1,321	1,373
預 け 金	38,768	34,039
有 価 証 券	43,167	51,754
国 債	34,261	39,109
地 方 債	1,505	5,103
社 債	6,628	6,728
株 式	4	5
その他の証券	766	807
貸 出 金	67,448	65,811
割 引 手 形	605	408
手 形 貸 付	7,551	8,064
証 書 貸 付	56,562	54,333
当 座 貸 越	2,728	3,004
そ の 他 資 産	886	776
未 決 済 為 替 貸	23	22
信 金 中 金 出 資 金	464	464
前 払 費 用	31	22
未 収 収 益	332	232
そ の 他 の 資 産	35	34
有 形 固 定 資 産	1,428	1,428
建 物	876	859
土 地	422	420
建 設 仮 勘 定	—	1
その他の有形固定資産	129	147
無 形 固 定 資 産	9	36
ソ フ ト ウ ェ ア	3	2
リ ー ス 資 産	—	28
その他の無形固定資産	5	5
繰 延 税 金 資 産	60	27
債 務 保 証 見 返	196	258
貸 倒 引 当 金	△993	△1,038
(うち個別貸倒引当金)	(△726)	(△839)
資 産 の 部 合 計	152,292	154,467

科 目	平成25年3月期	平成26年3月期
(負債の部)		
預 金 積 金	139,861	141,540
当 座 預 金	2,887	2,789
普 通 預 金	41,844	43,206
貯 蓄 預 金	147	196
通 知 預 金	465	573
定 期 預 金	89,227	89,086
定 期 積 金	4,613	4,728
そ の 他 の 預 金	676	959
譲 渡 性 預 金	50	50
そ の 他 負 債	266	277
未 決 済 為 替 借	45	28
未 払 費 用	132	109
給 付 補 填 備 金	11	9
未 払 法 人 税 等	2	8
前 受 収 益	47	57
払 戻 未 済 金	0	0
リ ー ス 債 務	—	23
そ の 他 の 負 債	25	39
退 職 給 付 引 当 金	18	11
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	78	91
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	24	29
偶 発 損 失 引 当 金	19	18
債 務 保 証	196	258
負 債 の 部 合 計	140,515	142,277
(純資産の部)		
出 資 金	367	366
普 通 出 資 金	367	366
利 益 剰 余 金	11,428	11,824
利 益 準 備 金	369	369
そ の 他 利 益 剰 余 金	11,059	11,455
特 別 積 立 金	10,500	11,000
(経営安定強化積立金)	(1,000)	(1,000)
(地域振興積立金)	(300)	(300)
当 期 未 処 分 剰 余 金	559	455
会 員 勘 定 合 計	11,795	12,191
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△17	△1
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△17	△1
純 資 産 の 部 合 計	11,777	12,189
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	152,292	154,467

損益計算書

(単位:千円)

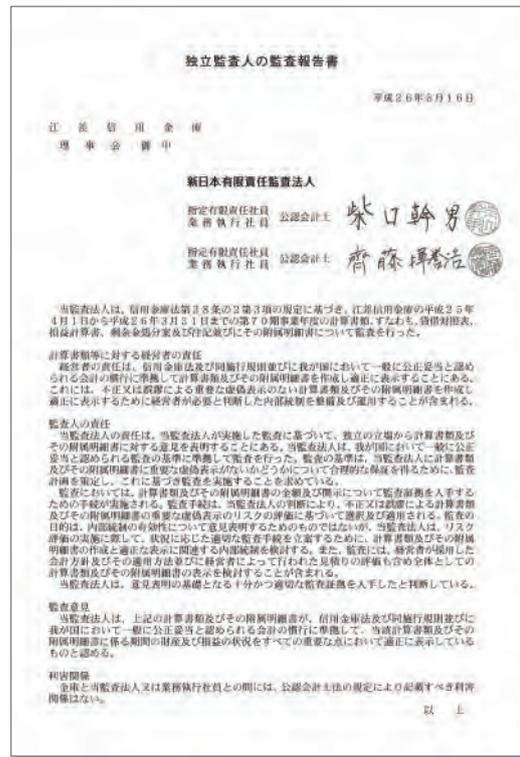
科 目	平成24年度	平成25年度
経常収益	2,485,891	2,386,803
資金運用収益	2,169,073	2,097,361
貸出金利息	1,495,678	1,402,933
預け金利息	160,803	149,653
有価証券利息配当金	500,978	530,838
その他の受入利息	11,612	13,935
役員取引等収益	172,937	176,091
受入為替手数料	97,718	96,053
その他の役員収益	75,219	80,038
その他業務収益	69,599	—
国債等債券売却益	69,599	—
その他経常収益	74,281	113,350
貸倒引当金戻入益	19,661	—
償却債権取立益	44,056	99,504
その他の経常収益	10,564	13,846
経常費用	1,930,478	1,926,698
資金調達費用	90,808	77,140
預金利息	84,695	72,000
給付補填金繰入額	5,942	4,947
譲渡性預金利息	170	193
役員取引等費用	89,966	88,807
支払為替手数料	32,348	32,565
その他の役員費用	57,618	56,241
その他業務費用	52,212	—
国債等債券売却損	52,212	—
経費	1,664,031	1,703,601
人件費	1,095,838	1,123,035
物件費	544,924	558,675
税金	23,268	21,890
その他経常費用	33,459	57,148
貸倒引当金繰入額	—	51,116
貸出金償却	20,466	21
その他資産償却	3,026	16
その他の経常費用	9,966	5,993
経常利益	555,413	460,105
特別利益	—	—
特別損失	17,206	4,849
固定資産処分損	8,448	4,849
その他の特別損失	8,758	—
税引前当期純利益	538,206	455,255
法人税、住民税及び事業税	8,711	11,779
法人税等調整額	57,063	32,673
法人税等合計	65,775	44,452
当期純利益	472,431	410,802
繰越金(当期末首残高)	86,684	44,436
当期末処分剰余金	559,115	455,238

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
当期末処分剰余金	559,115	455,238
(当期純利益)	(472,431)	(410,802)
(繰越金(当期末首残高))	( 86,684)	(44,436)
剰余金処分量	514,679	422,008
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年4%)14,679	(年6%)22,008
特別積立金	500,000	400,000
繰越金(当期末残高)	44,436	33,230

信用金庫法第38条の2第3項の規定にもとづき、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。



平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。  
平成26年6月19日

江差信用金庫 理事長  
藤谷直久

## 貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法より算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は原価原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |    |        |
|----|--------|
| 建物 | 7年～50年 |
| 動産 | 3年～20年 |
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,255百万円です。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計」に関する会計基準の適用指針(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数値を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
8. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)
- |                |              |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額         | 1,476,279百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,698,432百万円 |
| 差引額            | △222,153百万円  |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成25年3月分)……0.1290%
- 掛金拠出額は、事務費掛金を除いています。掛金拠出割合の端数は小数点以下第5位を四捨五入しております。
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円及び別途積立金3,288百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10か月の元利均等返済方式であり、当金庫は、当事業年度の債務残高と、特別掛金26百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率と掛金拠出時の標準給与の額に乘することで算定するため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生してはと認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金についての預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によるおります。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によるおります。
14. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額150百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額……………1,640百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳累計額……………139百万円(うち当期一百万円)
17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両、現金自動預払機、オートキャッシャー・オープン収納システム等の納納関連機器、OAサーバー・パソコン等のシステム関連機器とその周辺機器、及びその他の事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は114百万円、延滞債権額は2,237百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はございません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は75百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,427百万円です。
- なお、18から21に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分出来る権利を有しておりますが、その額面金額は408百万円です。
23. 担保に供している資産は、為替決済、日本銀行当座貸越制度、国庫金蔵入代理店、地方公共団体指定金融機関の担保として、預け金7,000百万円、有価証券505百万円を差し入れております。
- また、その他の資産は、地方公共団体指定金融機関の担保として200千円、水道事業会計納取契約に基づき担保として255千円が含まれております。
24. 出資1口当たりの純資産額……………16,609円 92銭
25. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規定及び信用リスク管理規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による貸出審査会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

## ②市場リスクの管理

## (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理規定において、リスク管理方法や手続等を明記しており、リスク管理委員会において審議されたALMに関する方針を常勤理事会において決定し、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスクの計量化によりモニタリングを行い、月次ペースでリスク管理委員会に報告しております。

## (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規定に従い行われております。

このうち、資金証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通して、価格変動リスクの軽減を図っております。

株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は、リスク統括課を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

## (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において主要なリスク変数である金利リスクおよび価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債のうち、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」については、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた時価または経済価値の変動額を、また「有価証券」のうち上場優先出資証券については、「株価指数との連動率(B値)」を用いた時価の変動額をリスク量とし、市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利リスクの算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いております。

また価格変動リスクについては、対象の金融資産1銘柄ごとの過去1年の「株価指数との連動率(B値)」に基づき、日経平均株価指数が20%下落した場合を想定した変動額を算定しております。

当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価または経済価値は826百万円減少し、これを金利リスク量として把握しております。また、日経平均株価指数以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の時価は21百万円減少し、これを価格変動リスク量として把握しております。

以上より当金庫の市場リスクの管理にあたっての定量的分析によるリスク量は、金利リスクと価格変動リスクの変動額を単純合算した848百万円です。

それぞれの変動額は、各リスク変数が一定の場合を前提としており、その他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、いずれも過去の相場変動をベースとした変動幅・連動率による計測であることから、過去の相場変動を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫では、ALMを通して、適時に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出したに代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項
- 平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注)1参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません(注2参照)。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	34,039	34,111	71
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	44,899	46,457	1,557
その他有価証券	6,849	6,849	-
(3) 貸出金(*1)	65,811		
貸倒引当金(*2)	△1,038		
	64,773	65,712	939
金融資産合計	150,561	153,130	2,568
(1) 預金積金(*1)	141,540	141,520	△19
(2) 譲渡性預金(*1)	50	50	0
金融負債計	141,590	141,570	△19

(\*1) 貸出金、満期のある預け金、預金積金のうち定期性預金、譲渡性預金の「時価」には、簡便な計算により算出した時価に代わる金額が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価等の算定方法

## 金融資産

## (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

預入先に期限前払戻権が付与されているものや、預入利率が株価指数に連動して決定する預け金は、合理的に算定された時価をもって時価としております。合理的に算定された時価は、モデル化により算定された将来キャッシュフローを一定の残存期間に区分し、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引くとともに、信用スプレッド等を考慮して現在価値を算定したものです。

## (2) 有価証券

債券および上場優先出資証券は取引所の価格によっております。外国証券は合理的に算定された価格をもって時価としております。合理的に算定された価格は、モデル化により算定された将来キャッシュフローを一定の残存期間に区分し、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引くとともに、信用スプレッド等を考慮して現在価値を算定したものです。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については27に記載しております。

## (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)。

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

### 金融負債

#### (1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

#### (2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分		貸借対照表計上額
非	上 場 株 式 (*)	5
合	計	5

(\* ) 非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としてはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位:百万円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金 (*)	9,800	15,920	3,000	2,500
有 価 証 券	2,938	12,428	33,313	2,760
満期保有目的の債券	1,599	7,510	33,028	2,760
その他有価証券のうち満期があるもの	1,338	4,918	285	-
貸 出 金 (*)	15,589	19,308	13,649	13,538
合 計	<b>28,238</b>	<b>47,657</b>	<b>49,963</b>	<b>18,799</b>

(\* ) 預け金のうち期間の定めがないもの、また貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

区 分		(単位:百万円)			
		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 金 積 金 (*)		79,866	13,852	-	-
譲 渡 性 預 金		50	-	-	-
合 計		<b>79,916</b>	<b>13,852</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

(\* ) 預金積金には、要求預金は含めておりません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債(政府保証債、金融債)」、「株式」、「その他の証券(外国証券、優先出資証券)」が含まれております。

満期保有目的の債券		(単位:百万円)		
種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	38,296	39,872	1,576
	地 方 債	3,604	3,648	44
	社 債	499	521	21
	政府保証債	499	521	21
小 計	<b>42,400</b>	<b>44,043</b>	<b>1,642</b>	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	500	498	△1
	地 方 債	1,499	1,494	△5
	外 国 証 券	500	421	△78
	小 計	<b>2,499</b>	<b>2,414</b>	<b>△85</b>
合 計	<b>44,899</b>	<b>46,457</b>	<b>1,557</b>	

その他有価証券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	6,201	6,165	35
	国 債	312	309	2
	社 債	5,888	5,855	32
	政府保証債	159	155	3
	金 融 債	5,729	5,700	29
小 計	<b>6,201</b>	<b>6,165</b>	<b>35</b>	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	340	340	△0
	社 債	340	340	△0
	政府保証債	40	40	△0
	金 融 債	299	300	△0
	そ の 他	307	343	△36
	優先出資証券	307	343	△36
小 計	<b>647</b>	<b>684</b>	<b>△36</b>	
合 計	<b>6,849</b>	<b>6,850</b>	<b>△1</b>	

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,782百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,562百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金情の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(毎月一定日及び1年毎)予め決められている当座貸越内績に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損算入限度超過額		811百万円
役員退職慰労引当金損算入額		14百万円
その他		63百万円
繰延税金資産小計		889百万円
評価性引当額		△862百万円
繰延税金資産合計		27百万円

### 損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資1口当たりの当期純利益金額 659円50銭

### 役員員の報酬体系の情報開示

報酬体系について

#### 1. 対象役員

当座貸越における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」は、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役員や在任年数を勘案し、当座貸越の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当座貸越では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分		支 払 総 額
対象役員に対する報酬等		<b>101</b>

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。  
2. 上記の内訳は、「基本報酬」88百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。  
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。  
(当年度中に退任した役員はおりません。)  
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

#### 2. 対象職員等

当座貸越における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当座貸越の非常勤役員、当座貸越の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当座貸越の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任した者も含まれております。  
2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
3. 平成25年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

## 主要な経営指標の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	2,722 百万円	2,651 百万円	2,544 百万円	2,485 百万円	2,386 百万円
経常利益(損失△)	242 百万円	308 百万円	412 百万円	555 百万円	460 百万円
当期純利益(純損失△)	<b>519</b> 百万円	<b>350</b> 百万円	<b>322</b> 百万円	<b>472</b> 百万円	<b>410</b> 百万円
出資総額	367 百万円	367 百万円	367 百万円	367 百万円	366 百万円
出資総口数(口)	734,859 口	734,311 口	734,563 口	734,359 口	733,888 口
純資産額	10,657 百万円	10,851 百万円	11,192 百万円	11,777 百万円	12,189 百万円
総資産額	145,330 百万円	148,230 百万円	150,016 百万円	152,292 百万円	154,467 百万円
預金積金残高	132,890 百万円	135,388 百万円	138,092 百万円	139,861 百万円	141,540 百万円
貸出金残高	68,154 百万円	68,457 百万円	66,703 百万円	67,448 百万円	65,811 百万円
有価証券残高	37,482 百万円	41,428 百万円	42,173 百万円	43,167 百万円	51,754 百万円
単体自己資本比率	<b>18.34 %</b>	<b>18.79 %</b>	<b>19.76 %</b>	<b>20.14 %</b>	<b>22.02 %</b>
出資に対する配当金 (出資1口500円当たり)	年 4.0 % 20 円	年 6.0 % 30 円			
役員数	14 人	14 人	13 人	14 人	14 人
うち常勤役員数	7 人	7 人	6 人	7 人	7 人
職員数	148 人	148 人	149 人	149 人	154 人
会員数	7,904 人	7,855 人	7,792 人	7,745 人	7,674 人

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度までは旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

※職員数には臨時職員、常勤嘱託を含む在籍者を記載しております。

## 資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位:百万円・%)

科 目	平成24年度			平成25年度			
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り	
資金運用勘定	預 け 金	44,806	160	0.35	42,183	149	0.35
	有 価 証 券	42,478	500	1.17	47,826	530	1.10
	貸 出 金	64,988	1,495	2.30	64,751	1,402	2.16
	そ の 他	464	11	2.50	464	13	3.00
	<b>資金運用勘定計</b>	<b>152,738</b>	<b>2,169</b>	<b>1.42</b>	<b>155,226</b>	<b>2,097</b>	<b>1.35</b>
資金調達勘定	預 金 積 金	142,699	90	0.06	144,763	76	0.05
	譲 渡 性 預 金	136	0	0.12	154	0	0.12
	借 用 金	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	0	—	—
	<b>資金調達勘定計</b>	<b>142,836</b>	<b>90</b>	<b>0.06</b>	<b>144,918</b>	<b>77</b>	<b>0.05</b>

※資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(平成24年度7百万円、平成25年度5百万円)を控除して表示しております。

※資金調達勘定において金銭の信託運用見合額はございません。

※「資金運用利回り」は、貸出金や余裕金等の運用収益力を表わす利回りで資金運用の成果を示します。

※「資金調達利回り」は、有利子負債の直接調達コストを表わし、預金や借入金等の資金調達に直接要した費用の利回りです。

※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 受取・支払利息の増減

(単位:千円)

科 目	平成24年度			平成25年度			
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減	
受取利息	貸出金利息	△31,911	△35,635	△67,547	△5,237	△87,507	△92,745
	預け金利息	7,572	△34,012	△26,440	△11,149	—	△11,149
	有価証券利息配当金	5,888	△8,421	△2,533	56,905	△27,044	29,860
	その他の受入利息	—	△1	△1	—	2,322	2,322
	<b>受取利息合計</b>	<b>15,992</b>	<b>△112,515</b>	<b>△96,522</b>	<b>35,388</b>	<b>△107,101</b>	<b>△71,712</b>
支払利息	預金利息	1,138	△33,793	△32,655	1,301	△14,991	△13,690
	譲渡性預金利息	△258	△203	△462	22	—	22
	借用金利息	—	—	—	—	—	—
	<b>支払利息合計</b>	<b>988</b>	<b>△34,106</b>	<b>△33,117</b>	<b>1,310</b>	<b>△14,978</b>	<b>△13,667</b>

※残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。  
 ※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 業務粗利益及び業務粗利益率

金融機関の事業の収益性を示す重要な指標に「業務粗利益」があります。

この内訳は、次の3つを合計したものです。

- ・ 資金の運用と調達に利益(資金運用収支)
- ・ 振込や保証等の手数料等による収益(役務取引等収支)
- ・ 有価証券や外国為替の売買等による利益(その他業務収支)

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
業 務 粗 利 益	2,178	2,107
資金運用収支(資金利益)	2,078	2,020
役務取引等収支	82	87
その他業務収支	17	—
<b>業務粗利益率(%)</b>	<b>1.42</b>	<b>1.35</b>

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

※資金調達費用において金銭の信託運用見合費用はございません。  
 ※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 科目別預金の平均残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
当 座 預 金	2,015	2,294
普 通 預 金	43,706	45,356
貯 蓄 預 金	156	171
通 知 預 金	100	77
別 段 預 金	329	326
納 税 準 備 預 金	67	69
<b>流動性預金計</b>	<b>46,375</b>	<b>48,295</b>
定 期 預 金	91,905	91,868
定 期 積 金	4,418	4,599
<b>定期性預金計</b>	<b>96,324</b>	<b>96,468</b>
譲渡性預金その他の預金	136	154
<b>合 計</b>	<b>142,836</b>	<b>144,918</b>

## 利ざや及び利益率

「総資金利ざや」とは、業務の中で貸出金利回と預金原価率の差である預金貸出金利ざやだけの経営指標よりもっと幅の広い運用全体・調達全体の状況を利回の差で表すもので、経営効率の良否を示す鍵となるものです。

また、「総資産利益率」とは、総資産額(貸出金・有価証券・不動産等)に対する経常利益および当期利益の割合を示したものです。

(単位:%)

	平成24年度	平成25年度
資 金 運 用 利 回	1.42	1.35
資 金 調 達 原 価 率	1.21	1.21
総 資 金 利 ざ や	0.21	0.14
総資産経常利益率	0.35	0.29
総資産当期純利益率	0.30	0.26

※総資金利ざや=資金運用利回-資金調達原価率

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

## 固定金利、変動金利及びその他の区分ごとの定期預金残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
固定金利定期預金	89,135	89,000
変動金利定期預金	91	86
その他定期預金	—	—
<b>合 計</b>	<b>89,227</b>	<b>89,086</b>

※固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

※変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 科目別貸出金の平均残高及び預貸率

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
割引手形	599	463
手形貸付	6,507	6,692
証書貸付	55,701	55,149
当座貸越	2,179	2,446
合計	<b>64,988</b>	<b>64,751</b>

(単位:%)

	平成24年度	平成25年度
期末残高預貸率	48.20	<b>46.48</b>
期中平均残高預貸率	45.49	<b>44.68</b>

※預金には、定期預金及び譲渡性預金を含んでおります。  
 ※「預貸率」は、お預かりしている預金のうち、貸出金として運用されている割合です。  
 ※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 固定・変動金利区分別の貸出金残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
固定金利	28,324	28,733
変動金利	39,123	37,078
合計	<b>67,448</b>	<b>65,811</b>

## 使途別の貸出金残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
設備資金	34,712	33,380
運転資金	21,858	22,137
住宅ローン	8,869	8,319
消費者ローン	2,007	1,973
合計	<b>67,448</b>	<b>65,811</b>

## 業種別貸出金残高状況

(単位:百万円・%)

項目	平成24年度			平成25年度		
	先数	金額	構成比	先数	金額	構成比
製造業	98	3,514	5.2	94	3,652	5.5
農業、林業	14	553	0.8	14	563	0.8
漁業	4	34	0.0	4	52	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	236	5,213	7.7	228	5,368	8.1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	2	223	0.3	2	214	0.3
運輸業、郵便業	30	762	1.1	29	509	0.7
卸売業、小売業	218	7,333	10.8	213	7,001	10.6
金融業、保険業	10	2,761	4.0	9	2,943	4.4
不動産業	276	19,152	28.3	274	18,911	28.7
物品賃貸業	4	109	0.1	6	90	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	17	313	0.4	17	285	0.4
宿泊業	24	2,008	2.9	22	1,496	2.2
飲食業	71	540	0.8	65	461	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	44	1,897	2.8	44	1,800	2.7
教育、学習支援業	5	35	0.0	6	51	0.0
医療、福祉	58	4,996	7.4	56	4,753	7.2
その他サービス	53	1,311	1.9	57	1,224	1.8
小計	<b>1,164</b>	<b>50,763</b>	<b>75.2</b>	<b>1,140</b>	<b>49,380</b>	<b>75.0</b>
地方公共団体	10	5,797	8.5	9	6,130	9.3
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,449	10,887	16.1	3,334	10,300	15.6
合計	<b>4,623</b>	<b>67,448</b>	<b>100.0</b>	<b>4,483</b>	<b>65,811</b>	<b>100.0</b>

## 担保の種類別貸出金及び債務保証見返残高

(単位:百万円)

	貸 出 金		債 務 保 証 見 返	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,662	1,347	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	29,793	29,092	40	43
そ の 他	—	—	1	—
<b>計</b>	<b>31,455</b>	<b>30,439</b>	<b>42</b>	<b>43</b>
信用保証協会・信用保険	9,577	8,879	7	5
保 証	9,459	9,802	142	208
信 用	16,955	16,690	4	—
<b>計</b>	<b>35,992</b>	<b>35,371</b>	<b>154</b>	<b>214</b>
<b>合 計</b>	<b>67,448</b>	<b>65,811</b>	<b>196</b>	<b>258</b>

## 商品有価証券

取扱いございません。

## 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超		期間の定めのないもの		合 計	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国 債	1,126	1,734	6,723	7,089	22,805	27,525	3,607	2,760	—	—	34,261	39,109
地 方 債	—	—	—	—	1,505	5,103	—	—	—	—	1,505	5,103
社 債	1,207	1,204	5,342	5,339	78	185	—	—	—	—	6,628	6,728
政 保 債	—	—	499	514	78	185	—	—	—	—	578	699
金 融 債	1,207	1,204	4,842	4,824	—	—	—	—	—	—	6,050	6,028
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	4	5	4	5
そ の 他	—	—	—	—	500	500	—	—	266	307	766	807
外 国 証 券	—	—	—	—	500	500	—	—	—	—	500	500
投 資 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	266	307	266	307
<b>合 計</b>	<b>2,334</b>	<b>2,938</b>	<b>12,065</b>	<b>12,428</b>	<b>24,889</b>	<b>33,313</b>	<b>3,607</b>	<b>2,760</b>	<b>271</b>	<b>312</b>	<b>43,167</b>	<b>51,754</b>

## 有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
国 債	33,016	37,126
地 方 債	450	3,216
社 債	7,225	6,634
政 保 債	1,021	634
金 融 債	6,203	6,000
株 式	4	4
そ の 他	1,782	843
外 国 証 券	500	500
投 資 信 託	938	—
そ の 他 の 証 券	343	343
<b>合 計</b>	<b>42,478</b>	<b>47,826</b>

## 預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

	平成24年度	平成25年度
期 末 残 高 預 証 率	30.85	<b>36.55</b>
期 中 平 均 残 高 預 証 率	29.73	<b>33.00</b>

※預金には、定期預金及び譲渡性預金を含んでおります。  
 ※「預証率」は、預金に対する有価証券の運用割合です。  
 ※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

## 1.満期保有目的債券

(単位:百万円)

		平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	35,825	37,650	1,824	42,400	44,043	1,642
	国債	33,820	35,586	1,766	38,296	39,872	1,576
	地方債	1,505	1,533	28	3,604	3,648	44
	社債	499	530	30	499	521	21
	政保債	499	530	30	499	521	21
	小計	<b>35,825</b>	<b>37,650</b>	<b>1,824</b>	<b>42,400</b>	<b>44,043</b>	<b>1,642</b>
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	—	—	—	1,999	1,992	△7
	国債	—	—	—	500	498	△1
	地方債	—	—	—	1,499	1,494	△5
	その他	500	409	△90	500	421	△78
	外国証券	500	409	△90	500	421	△78
	小計	<b>500</b>	<b>409</b>	<b>△90</b>	<b>2,499</b>	<b>2,414</b>	<b>△85</b>
合	計	<b>36,325</b>	<b>38,059</b>	<b>1,734</b>	<b>44,899</b>	<b>46,457</b>	<b>1,557</b>

## 2.その他有価証券

(単位:百万円)

		平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	6,371	6,310	60	6,201	6,165	35
	国債	342	335	6	312	309	2
	社債	6,029	5,975	53	5,888	5,855	32
	政保債	78	75	2	159	155	3
	金融債	5,950	5,900	50	5,729	5,700	29
	小計	<b>6,371</b>	<b>6,310</b>	<b>60</b>	<b>6,201</b>	<b>6,165</b>	<b>35</b>
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	199	199	△0	340	340	△0
	国債	99	99	△0	—	—	—
	社債	99	100	△0	340	340	△0
	政保債	—	—	—	40	40	△0
	金融債	99	100	△0	299	300	△0
	その他	266	343	△77	307	343	△36
	優先出資	266	343	△77	307	343	△36
小計	<b>465</b>	<b>543</b>	<b>△77</b>	<b>647</b>	<b>684</b>	<b>△36</b>	
合	計	<b>6,837</b>	<b>6,854</b>	<b>△17</b>	<b>6,849</b>	<b>6,850</b>	<b>△1</b>

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等によっております。  
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
非上場株式	4	5

## 4.金銭の信託

該当する取引はございません。

## 5.オフ・バランス取引

該当する取引はございません。

(規則第102条第1項第5号に規定する金融等デリバティブ取引)

# 当金庫の自己資本の充実の状況等について

## 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本比率規制に基づく開示

(単位:百万円)

項 目	平成24年度
( 自 己 資 本 )	
出 資 金	367
うち非累積的永久優先出資	-
優先出資申込証拠金	-
資本準備金	-
その他資本剰余金	-
利益準備金	369
特別積立金	11,000
繰越金(当期末残高)	44
その他	-
処分未済持分	△ -
自己優先出資	△ -
自己優先出資申込証拠金	-
その他有価証券の評価差損	-
営業権相当額	△ -
のれん相当額	△ -
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△ -
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△ -
<b>基本的項目(A)</b>	<b>11,780</b>
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	-
一般貸倒引当金	267
負債性資本調達手段等	-
負債性資本調達手段	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資	-
補完的項目不算入額	△ -
<b>補完的項目(B)</b>	<b>267</b>
<b>自己資本総額[(A)+(B)](C)</b>	<b>12,047</b>
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,736
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	2,236
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	500
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	-
控除項目不算入額	△ 2,236
<b>控除項目計(D)</b>	<b>500</b>
<b>自己資本額[(C)-(D)](E)</b>	<b>11,547</b>
( リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 )	
資産(オン・バランス項目)	52,967
オフ・バランス取引等項目	168
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,181
信用リスク・アセット調整額	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-
<b>リスク・アセット等計(F)</b>	<b>57,316</b>
<b>単体Tier1比率(A/F)</b>	<b>20.55%</b>
<b>単体自己資本比率(E/F)</b>	<b>20.14%</b>

(単位:百万円)

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,169	-
うち、出資金及び資本剰余金の額	366	-
うち、利益剰余金の額	11,824	-
うち、外部流出予定額(△)	22	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	199	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	199	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
<b>コア資本に係る基礎項目の額(イ)</b>	<b>12,368</b>	
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	36	-
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	36	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額(ロ)</b>	<b>36</b>	
自 己 資 本		
<b>自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)</b>	<b>12,332</b>	
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	51,932	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,059	-
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
<b>リスク・アセット等の額の合計額(ニ)</b>	<b>55,991</b>	
自 己 資 本 比 率		
<b>自己資本比率((ハ)/(ニ))</b>	<b>22.02%</b>	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様による(普通)出資金の調達の他、内部留保として積み立てている利益剰余金、一般貸倒引当金で構成されています。

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に保っております。

また、繰延税金資産につきましても、自己資本に占める割合はわずか0.22%であります。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
<b>イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計</b>	<b>53,135</b>	<b>51,932</b>	<b>2,125</b>	<b>2,077</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	53,135	51,932	2,125	2,077
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,519	7,819	420	312
(iii) 法人等向け	18,008	17,909	720	716
(iv) 中小企業等向け及び個人向け	6,456	6,714	258	268
(v) 抵当権付住宅ローン	3,133	3,009	125	120
(vi) 不動産取得等事業向け	10,457	9,493	418	379
(vii) 3ヵ月以上延滞等	260	136	10	5
(viii) その他上記以外	4,299	6,848	171	273
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
<b>ロ.オペレーショナル・リスク</b>	<b>4,181</b>	<b>4,059</b>	<b>167</b>	<b>162</b>
<b>ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)</b>	<b>57,316</b>	<b>55,991</b>	<b>2,292</b>	<b>2,239</b>

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。

4.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

6.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券				デリバティブ取引		3か月以上延滞 エクスポージャー	
	平成 24年度	平成 25年度	平成 24年度	平成 25年度	平成24年度		平成25年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 24年度	平成 25年度
					国内	国外	国内	国外				
製 造 業	3,588	3,720	3,588	3,720	-	-	-	-	-	-	93	91
農 業、林 業	590	596	590	596	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	89	110	89	110	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	5,578	5,802	5,578	5,802	-	-	-	-	-	-	28	26
電気、ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	225	217	223	214	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	767	516	766	514	-	-	-	-	-	-	0	17
卸 売 業、小 売 業	7,564	7,202	7,564	7,202	-	-	-	-	-	-	54	46
金 融 業、保 険 業	49,505	44,442	2,801	2,975	6,541	500	6,551	500	-	-	-	-
不 動 産 業	20,157	19,814	20,157	19,814	-	-	-	-	-	-	134	39
飲 食 業	642	553	642	553	-	-	-	-	-	-	39	36
宿 泊 業	2,010	1,497	2,010	1,497	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	5,233	4,932	5,233	4,932	-	-	-	-	-	-	-	-
教育・学習支援業	57	70	57	70	-	-	-	-	-	-	-	-
物 品 質 貸 業	109	93	109	93	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	369	320	368	319	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	1,960	1,874	1,960	1,874	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	1,371	1,278	1,370	1,277	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	41,676	51,117	5,812	6,132	35,794	-	44,354	-	-	-	-	-
個 人	8,815	8,403	8,815	8,403	-	-	-	-	-	-	15	6
そ の 他	2,910	2,943	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>153,226</b>	<b>155,507</b>	<b>67,742</b>	<b>66,105</b>	<b>42,335</b>	<b>500</b>	<b>50,906</b>	<b>500</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>366</b>	<b>263</b>
1 年 以 下	30,362	29,067	12,748	13,515	2,325	-	2,932	-	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	29,353	23,712	4,064	3,115	5,908	-	5,876	-	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	11,443	13,946	4,734	6,221	6,108	-	6,525	-	-	-	-	-
5 年 超 10 年 以 下	42,946	50,538	17,059	14,239	24,386	500	32,799	500	-	-	-	-
1 0 年 超	34,295	33,606	28,188	28,334	3,607	-	2,772	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	3,647	3,758	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	1,178	876	946	679	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>残 高 期 間 別 合 計</b>	<b>153,226</b>	<b>155,507</b>	<b>67,742</b>	<b>66,105</b>	<b>42,335</b>	<b>500</b>	<b>50,906</b>	<b>500</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことであり、  
 3. 上記の業種区分「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、未収受入手数料、前払費用、仮払金、固定資産、その他の資産等が含まれます。また、期間区分の「その他」には、未収利息、カードローン、総合口座が含まれます。  
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。  
 5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 6. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成24年度	301	△ 34	-	-	267
	平成25年度	<b>267</b>	<b>△ 67</b>	-	-	<b>199</b>
個 別 貸 倒 引 当 金	平成24年度	737	14	25	-	726
	平成25年度	<b>726</b>	<b>118</b>	<b>6</b>	-	<b>839</b>
合 計	平成24年度	1,038	△ 19	25	-	993
	平成25年度	<b>993</b>	<b>51</b>	<b>6</b>	-	<b>1,038</b>

※金額単位未満は切り捨てて表示しております。

## 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却		
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	目的使用	平成24年度	平成25年度	その他	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	
製造業	80	73	△6	10	0	—	—	—	—	73	83	0	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0	△4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	391	371	4	△8	24	—	—	—	—	371	362	17	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	4	4	△0	△0	—	—	—	—	—	4	4	—	—
運輸業、郵便業	—	6	6	△0	—	—	—	—	—	6	5	3	—
卸売業、小売業	52	53	0	13	—	0	—	—	—	53	66	—	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	29	35	6	70	—	—	—	—	—	35	105	—	—
物品質貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	18	—	—	—	—	—	—	18	—	—
宿泊業	145	155	9	3	—	—	—	—	—	155	159	—	—
飲食業	17	8	△8	2	—	—	—	—	—	8	11	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	9	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	11	18	7	△0	—	5	—	—	—	18	12	—	5
合計	<b>737</b>	<b>726</b>	<b>14</b>	<b>118</b>	<b>25</b>	<b>6</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>726</b>	<b>839</b>	<b>20</b>	<b>6</b>

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	格付適用有り		格付適用無し	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
0%	—	—	45,910	54,185
10%	—	—	7,687	6,935
20%	—	—	43,252	39,121
35%	252	227	8,819	8,474
50%	1,013	1,064	163	170
75%	—	—	8,986	9,172
100%	—	—	37,050	36,100
150%	—	—	90	53
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	<b>1,266</b>	<b>1,292</b>	<b>151,960</b>	<b>154,215</b>

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

## 信用リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、公共性、確実性、成長性、流動性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うため、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範などを明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、内部規定「信用リスク管理規定」に基づく四半期ごとの業種別、資金使途別、金額段階別、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスク管理として、予想デフォルト率のデータを整備し、信用格付や未保全率等リスクに見合った適正な貸出金利の設定を行う態勢を構築しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としております。また、一定額以上を超える個別案件については、経営陣を中心とする専門審議機関「貸出審議会」を設置し日々の資産管理に万全を期しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」、「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とともに、担保・保証を除いた未保全額に対し損失額を算定し必要額を算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・S&P社 ・Moody's社 ・R&I社 ・JCR社 ・Fitch Ratings社

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,824	1,495	2,701	2,730	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	744	831	—	—	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	600	370	63	35	—	—	—	—
④中小企業等向け及び個人向け	1,128	1,048	1,226	1,263	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	8	9	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	86	67	667	599	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	0	0	—	—	—	—	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の採り上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。

したがって、担保や保証に過度に依存しないよう、また、平成26年2月1日から適用されました「経営者保証に関するガイドライン」に基づく態勢も整備し、企業の将来性やキャッシュフローポジションに重点を置いた与信審査を心掛けております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産など、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証などがありますが、その手続きについては、当金庫が定める「貸出事務取扱規定」などにより適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証の取引に関し、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺などを用いる場合がありますが、信用リスク削減方策の一つとして金庫が定める「貸出事務取扱規定」や各種約定書などに基づき適切な取扱いに努めております。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府保証と同様の信用度を持ち、また一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する リスク管理の方針及び手続の概要

該当する取引はございません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

## オペレーショナル・リスクに関する項目

### リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することにより損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理規定」において、オペレーショナル・リスクは、不適切な事務処理により生じる「事務リスク」、システムの誤作動等により生じる「システムリスク」、裁判等により賠償責任を負う等の「法務リスク」、人事運営上の不公平等及び差別的行為により生じる「人的リスク」、災害その他の事象より生じる「有形資産リスク」、風説の流布や誹謗中傷等により企業イメージを毀損する「風評リスク」の各リスクを含む幅広いリスクと定義しています。

管理体制や管理方法等については、同管理規定のほか個別の「事務リスク管理規定」、「システムリスク管理規定」等の下位規定により定めており、確実にリスクを認識し、評価しうる管理態勢の充実に向けて取り組んでおります。

リスクの計測に関しましては、当面、「基礎的手法」を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しては、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会に付議・報告する態勢を整備しております。

### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### 貸借対照表計上額及び時価 (単位:百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	266	266	307	307
非上場株式等	-	-	-	-
合 計	<b>266</b>	<b>266</b>	<b>307</b>	<b>307</b>

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### 時価を把握することが極めて困難と認められる 出資等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式等	470	<b>470</b>

### 出資等エクスポージャーの売却及び 償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償 却	3	-

### 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	△77	<b>△36</b>

## 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場優先出資証券、非上場株式、有限責任中間法人基金への出資金が該当します。そのうち、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び株価指数との連動率(β値)に基づくリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、リスク管理委員会、常勤理事会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める資金運用規定等に基づき、厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、有限責任中間法人基金の出資金に関しては、当金庫が定める自己査定基準などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成24年度	平成25年度		平成24年度	平成25年度
貸 出 金	134	183	定 期 性 預 金	124	15
有 価 証 券 等	395	554	要 求 払 預 金	58	11
預 け 金	152	115	そ の 他	0	0
<b>運 用 勘 定 合 計</b>	<b>682</b>	<b>853</b>	<b>調 達 勘 定 合 計</b>	<b>182</b>	<b>26</b>
<b>銀行勘定の金利リスク</b>	<b>499</b>	<b>826</b>			

(注) 1. 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)について、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイルまたは1パーセンタイル値として金利リスクを算出しております。  
 2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では下記の基準によりリスク量を算定しています。  
 3. 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。  
 金利リスク(826百万円) = 運用勘定の金利リスク量(853百万円) - 調達勘定の金利リスク量(26百万円)

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講ずる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV、99パーセンタイル1パーセンタイル値)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムや証券管理システムにより計測を行い、定期的に経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計 測 手 法	再評価方式(注)
コ ア 預 金	<p>対 象 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金</p> <p>算定方法 過去5年の各対象預金月末残高を元に、①最低残高、②最大年間流出量を基準日月末残高から差し引いた額、③基準日月末残高の50%、をそれぞれ算出し対象預金毎の最小の額を合算する。</p> <p>満 期 2.5年</p>
金利感応資産・負債	預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅	99パーセンタイル又は1パーセンタイル値
リスク計測の頻度	月次(前月末基準)

(注)再評価方式:イールドカーブを金利ショック幅変化させる前後の価格差からリスク量を算出する方式。

# 当金庫のあゆみ

大 正	
13年 2月	有限責任 江差信用組合設立 (初代組合長 大島 重一郎就任)
昭 和	
2年 6月	第二代組合長に加藤重兵衛就任
8年 6月	保証責任 江差信用組合に改組
20年 2月	市街地信用組合法の制定により江差信用組合に改組
21年 7月	第三代組合長に築瀬仁右衛門就任
22年 2月	上ノ国支所開設
22年12月	熊石支所開設
23年10月	乙部支所開設
25年12月	俄虫支所開設
26年12月	信用金庫法の制定により江差信用金庫と改組
28年 8月	福島支店開設
31年 6月	第四代理事長に関川嘉彦就任
33年 1月	第五代理事長に若山由蔵就任
34年 5月	奥尻支店開設
36年 8月	奥尻支店青苗出張所開設(昭和39年10月支店に昇格)
42年 2月	第六代理事長に小森利夫就任
44年 9月	函館支店開設
54年12月	日本銀行と当座預金取引開始
55年11月	日本銀行歳入代理店事務取扱開始
56年 8月	松前支店開設
57年 5月	第七代理事長に渡邊捷美就任
57年 6月	江差しんぎん年金友の会発足
58年 9月	国債の窓口販売取扱開始
58年 9月	七重浜支店開設
59年 7月	本店・函館支店ATM稼働、松前支店・七重浜支店CD稼働



昭和49年9月までの本店

平 成	
2年 2月	農林漁業金融公庫の代理業務取扱開始
4年 8月	両替商の業務取扱開始
7年 2月	青苗支店を廃店し奥尻支店に統合 奥尻支店青苗出張所店外ATMを設置
8年 4月	七重浜支店ユニークショップつしま出張所店外ATMを設置
9年 9月	全営業店でのATM振込実施
10年 7月	北海道立江差病院に店外ATM設置
11年 3月	郵便局とのATM相互提携開始
12年 3月	「デビットカードサービス」の取扱開始
12年 4月	「しんぎんテレホンバンキングサービス」の取扱開始
12年12月	「しんぎんATMゼロネットサービス」の実施
13年 3月	「スポーツ振興くじ払戻し業務」の取扱開始
13年 3月	「えさししんぎんモバイルバンキングサービス」の取扱開始

平 成	
15年 4月	国民生活金融公庫受託業務ネットワークシステムの導入
15年 4月	奥尻支店青苗出張所(キャッシュコーナー)を奥尻町総合研修センター内に移設
15年12月 ~16年3月	「えさししんぎん80周年記念定期預金」発売
16年11月	「えさししんぎんWEB-FBサービス」の取扱開始
16年12月	「無利息型普通預金」発売
17年 1月	しんぎん保証基金保証付「学資ローン」発売
17年 3月	「えさししんぎんWEBバンキングサービス」の取扱開始
17年 4月	印鑑照合システムスタート
17年11月	函館支店移転新築オープンと同時に自動式貸金庫(生体認証装置付)の取扱開始
19年 2月	近隣支店所在自治体8町(江差町・上ノ国町・八雲町・乙部町・厚沢部町・福島町・奥尻町・松前町)及び函館市・北斗市へ「感謝」の意としてそれぞれ300万円を寄付
20年 2月	北海道教育委員会と「北海道家庭教育サポート企業等制度」協定を締結(家庭教育の充実に向けた職場の環境づくりや地域とともに子育てをサポートする)
21年 7月	しんぎん傷害保険付定期積金「あんしん」発売
22年 1月 ~22年3月	土曜日相談窓口業務を実施(本店・函館・七重浜)
23年 6月	第八代理事長に藤谷直久就任
23年 9月	定期預金「絆(きずな)」発売(4/25~8/31) 募集枠50億円の0.2%相当額1千万円を日本赤十字社へ「東日本大震災被災者に対し義援金」として寄付
24年 3月	厚沢部支店移転新築オープン
24年 5月	全営業店の店内ATMに視覚障がい者対応機の設置
24年 9月	中期経営計画「進化90」を制定
25年 2月	全営業店の店舗出入口へのバリアフリー対応完了
25年 3月	常勤役員の定年制導入
25年 3月	女性職員による外務活動チーム「えさししんぎん年金レディース」結成
25年 8月	個人向けカードローン「マイきゃっする」を発売
25年 8月	電子記録債権サービス(でんさいネット)の取扱開始
25年 9月	テレビ会議システム導入
25年 9月	「ひやま江信会」「福松江信会」の発足
26年 3月	檜山振興局と地域の活性化に向け「包括連携協定」を締結
26年 3月	松前支店新築準備に伴い仮店舗による営業開始
26年 3月	厚沢部町と「高齢者等の地域見守り活動協定」を締結



現在の本店



<http://www.e-shinkin.co.jp>